

平成24年第2回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成24年6月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長兼産業経済部長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	埴栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

議事日程第3号

平成24年6月12日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番上野 登君、18番横倉きん君を指名いたします。

一般質問

○議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛でございます。一般質問、二項目でございます。質問させていただきます。

1番目に、地域の復旧・復興について。

昨年、東日本大震災によって被災した地域において、それぞれの復旧状況と今後の復興に対する市の考え方について伺います。特に復興について伺いたいと思います。詳細を四つに分けてみました。

一つ、被災状況の取りまとめをわかりやすく示していただきたい。

二つ目、復旧工事に必要とされた予算額と同工事の進捗状況について伺います。

三つ目に、他地域の瓦れき受け入れについて、市外及び県外ともにそれぞれ数字で示し

ていただきたい。これは何トンという表現が適切ですかね。数字でお願いします。

四つ目、今後の復興に必要不可欠であると考えられる市民参加型のまちづくり、これを推進するに当たり、基本理念となる協働の精神について伺います。

これが、一つ目の地域の復旧と復興についてということで質問します。

二つ目、高速バス復活と笠間の復興について。

これは復興ということで関連しますが、本市の観光と高速バス復活の整合性及び今後の市発展に対する展望を伺います。これは既に全員協議会の中で、市長あいさつだったかと思いますが、高速バスの復活ということで、およそ5年間の空白があったのですが、再度高速バスの運行が開始されたということで、市長の方から、ほほ笑ましいことであるということでごあいさつがありましたので、その点について詳細をお伺いしたいと思います。

1番、2番、メリット、デメリットということで分けてみました。

3番目に、高速バスが復活することによって観光客数の増の見込みはということで、観光に寄与するであろう高速バス復活についてお伺いします。

四つ目は、地域経済に及ぼす影響、当然、観光という部分で考えましたときに経済ということになると思うので、これをお聞きしたいと思います。

そして、5番目といたしまして、単純に、空白の5年間で変化したもの、要するに5年前にやめた、しかしまた復活したということで、その5年間一体何が起きたのだろうと。例えば、5年間で笠間市が何か民間のバス会社に及ぼす影響があって、その影響を受けたバス会社が復活をしたのかということになるかと思えます。その点をお聞かせ願いたいと思います。

今回の一般質問のテーマは、私は「復興」であります。復興という力強いテーマを掲げてみました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 12番西山議員の質問にお答えいたします。

昨年3月11日に発生した東日本大震災による被災状況でございますが、本年5月31日現在、一般建物の被害は、全壊17棟、大規模半壊4棟、半壊137棟、一部損壊7,076棟となっております。そのほか、倉庫など住宅以外の建物が2,117棟で、住宅及び住宅以外の建物を含めると総数で9,351棟が被災を受けております。

公共施設については、ほぼ全施設で被災を受けており、本庁舎はもとより、笠間支所が大きな被害を受け、現在も、笠間支所と教育委員会はプレハブ庁舎で市民サービスの対応を行っているところでございます。

教育施設についても、学校、公民館、総合公園などすべての施設が被災したものの、大半の施設は復旧工事を終了しましたが、笠間市民体育館、友部公民館体育室、稲田公民館などについては、早期に施設利用が再開できるように対応している状況でございます。

土木施設関係の被害状況ですけれども、市道は陥没などで403カ所、公共下水道の配管破損43カ所、農業集落排水施設の配管破損16カ所、上水道の配管破損125カ所で被災を受けており、災害復旧に取り組んでいるところでございます。

公共施設の被害額としましては、約27億6,000万円となっております。また、民間の被害では、地場産業である笠間焼の登り窯や旅館の建物被災、さらには放射性物質による風評被害などにより、観光客の減少、農作物の出荷制限など約28億円の被害額となっております。

次に、復旧工事に必要とされた予算額と同工事の進捗状況についてとのご質問でございますが、震災直後の22年度から24年度の現在、5月31日まででございますが、応急経費が、実施設計等も含めて予算化した災害復旧費については、一般会計から特別会計、企業会計を合わせて、笠間市全体で27億6,000万円となっております。

その内訳ですけれども、一般会計で17億6,000万円、公共下水道事業特別会計で7億5,000万円、農業集落排水事業特別会計で2億3,000万円、水道事業会計で1,400万円、市立病院事業会計で1,000万円となっているところであります。

事業の進捗でございますけれども、支払いが完了したということで答えさせていただきますと、率にして、一般会計で70%、公共下水道事業特別会計で37%、農業集落排水事業特別会計で55%、水道事業会計で100%、市立病院事業会計で100%となっており、笠間市全体としては約60%の進捗率となっております。

残る約40%につきましては、既に契約が済み、事業を行っている途中のものが約20%であり、今後事業を進めていくものが約20%となっております。

今後、事業を進めてまいります事業の主なものにつきましては、例えば市民体育館、稲田公民館、友部公民館につきましては、耐震診断などを行う必要があり、事業の進捗が図れていないものであります。

そのほか、市役所庁舎、消防庁舎などがありますが、震災直後から復旧工事を行っている道路や公共下水道、農業集落排水につきましては、たび重なる余震による被害の拡大に対応する金額も含まれており、今後も、早期の災害復旧に向け鋭意事業を進めてまいります。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 12番西山議員の質問にお答えします。

まず、他地域の瓦れきの受け入れ状況でございますが、エコフロンティアかさまにおいて東日本大震災瓦れきの受け入れ状況は、県外からの受け入れは行っておらず、県内においては、大洗町を初めとしまして12市町村から、災害廃棄物を合計6,376トン受け入れております。内訳は、不燃ごみが4,200トン、災害可燃ごみが2,176トンとなっております。

続きまして、復興における市民参加型のまちづくりの推進に当たり、基本理念となる協

働の精神についてお答えします。

基本理念となる協働の精神についてでございますが、笠間市では平成22年11月に協働のまちづくり推進指針を策定しており、この指針の中で、協働とは、市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携、協力して公共的活動などに取り組むこととしております。

また、協働の基本理念につきましては、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、市民の経験や能力を市政に生かし、市民活動を活性化し、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政とともに活動する協働のまちづくりを推進することとしております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

市長公室長（深澤悌二君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

高速バス復活についてのメリットであります。一つ目には、これまで公共交通による都心へのアクセス手段がなかった笠間地区において、都心とダイレクトに結ぶ高速バスが加わり、笠間市民のみならず、後背地である桜川市や茂木町方面を含めた地域においても利便性が向上することにあります。

二つ目には、広域交流の拡大として、秋葉原駅からの折り返し便により東京方面から笠間への集客効果が期待できることが挙げられます。

三つ目には、料金面でも低価格に設定されており、利用者の負担が軽減されることにあります。

デメリットはありませんが、課題として、笠間への集客を図る秋葉原駅からの午前中の便が午前11時20分発の1便しかなく、笠間への到着が午後1時20分の予定で、日帰り観光としての利用には余り適していないことにあります。

観光客数増の見込みであります。本市の観光客動態を見ると、自家用車での来訪が85%と圧倒的に多く、次いで貸し切りバスが11%、鉄道、路線バスは4%と、公共交通利用は少ない状況にあります。

今回の高速バスが新たに運行されることに伴い、観光客の増加を期待しておりますが、茨城交通に確認したところ、観光客の見込み数については、現在のところ試算していないとのことでした。

地域経済に及ぼす影響としては、直接的な経済効果は試算できないものの、市民生活が便利になることが挙げられます。

空白の5年間で変化したものは、平成19年に利用者減少及びバス会社の事業収益の悪化に伴い休止されましたが、市民からは存続を希望する声や土日のみでも運行できないかと

の意見が寄せられておりました。また、事業者側からの運行休止の申し出を受け、平成19年9月に笠間市長、笠間市議会議長連名により存続の要望を提出しております。

その後、平成23年3月の東日本大震災によるJR常磐線の運休時に緊急支援バスとして運行されました。それを契機に高速バスの利便性が再認識され、利用者から高速バスを再開する声があり、それを受けて茨城交通によって定期運行について検討が行われ、今回の運行再開に至っております。

○議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） まず、復旧・復興について、被災状況の取りまとめについてなんですが、9,351棟が被災、大小あるでしょうけれども被災したということでもいいですね。総務部長、いいですね、9,351棟。後で、割合、何%ぐらい被災の状況というので、わかりやすく説明していただきたいと思います。

27億6,000万円を復旧に費やしたということで、支払い済みが60%、工事に着工してまだ支払いには至っていないけれども現在進行形であるというのが20%、つまり80%の復旧率というふうに認めてよろしいですね。まだ未着手というのが、予算化はされているのかもしれませんが、20%ほどあるということで、本当に短い期間に大変ご苦労さまでしたというような状況にあると思います。思ったよりひどい地域がありましたので、私は、復旧についての市当局の意気込みというか、そういうものに対して、改めて敬意を表するところであります。

その中で、今回、他地域からの瓦れき受け入れについて質問しましたが、私は思うんですが、笠間市で受け入れるという表現は、実はふさわしくなかったのかなと。当時のメディア、新聞やテレビ等にあおられて、瓦れき受け入れが非常に日本人の精神に即した助け合いとか、協力という意味合いで、それにまた笠間市でも、当然のように助け合いだ、きずなだと、こんなふうに表現して、その結果受け入れということだったのかもしれませんが、考えてみれば、市の直営する施設は何もないですよ。

例えば、今、担当部長から答弁の中でエコフロンティアの話が開口一番ありました。どうもこのエコフロンティアの扱いが、笠間市として間違っているんじゃないかと私は思っているんですよ。これは県が主たる事業者という考えを持つべきではないのかなと。

もしここで、笠間市長の判断でエコフロンティアの今の事業展開が大きく変革するのであれば、それは部長の答弁も正しいかと思いますが、結局、立地自治体、笠間市の中にあるよということだと思っておりますよ。

このエコフロンティアについては、建設当時から、建設予定、建設中、建設後、それから今の運営状況の中においていろいろな問題を醸し出しております。そういう中で、単純に笠間市が、瓦れきを受け入れするんだということを実行して表現していいのかなと、私は思っている一人なんです。当然、地域住民の皆さんの感情、あるいはそういう瓦れきを受け入れるに当たって、どんな予算化をしてどんなふうに処理していくのか、まだまだ見

えないところがある中で、少なくとも県の所有物というものを考えたときに、笠間市がちょっとフライングしているのかなというの、後で市長に答弁もらえば結構なんですが、そんなふうにも思いました。

例えば環境組合、これも笠間・水戸環境組合、つまり旧内原地区が負担をしてともに運営している広域施設でございます。この組合の中でも、例えば受け入れをしようというもし動きがあったとすれば、当然、議論の場が必要でございます。これはお隣の水戸市もかわってのことですから、そんな単純に笠間市が単独でというわけにはいきません。確かに市長は管理者ということになっておりますが、副管理者ということで水戸市長もきっちりと役目を果たしているわけですから、その点について、いま一度、担当部長、部長の見解で結構です。笠間市が瓦れきを受け入れるとか受け入れないとか、そういう表現を今後単純にしていくのかどうか。県や、例えばお隣水戸市と協議をした上でという前置きがないのかどうか。あくまでも笠間市がという表現を今後もしていくのかどうか。

議員の皆さんも、あのときは女川地区に視察に行ってきました。大変な強行の中で視察をしてきましたが、実のある視察だと私は思っております。女川地区におきましては、いずれにしても東京都が主催して瓦れきの処理を順調に進めているという中で、笠間市も手伝えないかということだと思っておりますが、考えてみれば、笠間市がもし受け入れをしようということになったときに、なかなかハードルが高いなというのが私の率直な意見だと思います。これは多分、市長も同じだったと思っております。安易に笠間市で受け入れをすると手を挙げてしまったこと、私は、いま一度冷静に考えるべきだなと思って、この場で、復旧・復興というきれいな意味合いの中でお話をするのはちょっと危険だなと思って質問をします。

その点、今、エコフロンティアというお話が出ました。特定の施設名を出しましたが、それは、市外あるいは県外、これを笠間が受け入れているのかというときに、エコフロンティアと出していいのかどうか、それをちょっと整理したいと思っております。

次に、今後の復興についてということですが、市民参加型というのは、単純に言いますけれども、身近な市民が協働してみたいな、要するに地域の問題だと思っておりますが、これ一体どういう扱いをすればいいんでしょうか、身近な市民。今、区長制度がありますけれども、行政区がありますけれども、その行政区を一つの身近な市民と見るのか。それとも、地域の向こう三軒両隣のおつき合いを身近な市民と見るのか。机上では、私は、きれいな言葉が並んでいるので、協働のまちづくりということになるとなるほどと思っておりますが、なかなか難しいのかなと。

これは3回目の質問で提案させていただきますが、もう1回、この3.11の震災後の復興という部分で、原点に戻るべきことがあるだろうと私は思うので、それは3回目に質問したいと思っております。

これについては、今、身近な市民生活、つながりの中でというのは、その「身近な市民

生活」というのは何を指すのか、部長にお伺いいたします。

高速バスの件、これは大震災の直後、3月20日から4月15日までの27日間、今、公室長からの答弁の中でありましたように、緊急支援バスということで運行しました。これは、JR東日本の被災状況の中で、それをカバーする大変な役目を担ったと思います。そういう中で、いま一度見直そうじゃないかということ、当然でございますが、先ほど答弁の中でありましたように、当時の市長と議長名で笠間市からの強い要望があって、今回復活したよということですが、当然、民間企業ですから、民間企業自体のそれぞれの事情もあるでしょう。その中で、一定規模の条件、要件を整えて、今度また新たに高速バスの運行ということになったと思いますが、ここに、これ茨城新聞ですが、6月3日、これ市長さん写っております。いな吉君とともに写っております。この中で、5年ぶりに復活ということで、秋葉原行き運行開始ということですよ。

その中に、先ほど答弁の中にあつたように、第1便が、ショッピングセンターですからポレポレを指していると思いますが、ここを6時15分、2便が7時30分、3便が8時30分、4便が15時30分ということで、1、2、3便が6時、7時、8時ということでその時間帯に出ます。当然これは都内へ、秋葉原は非常に交通事情がいいところですから、アクセスがいいところですから、こちらから都内に向かうというのが一つのテーマだと思います。

その中で、市長は、高速バスを利用して観光客誘致に力を入れていきたい、このようにコメントしております。これは1日のセレモニーの日だと思いますが、3日の新聞にそのように載っております。

私、何が言いたいかというと、ずばり観光という言葉を経々しく使わないでいただきたい。これは単純に、今だれもが注目しています東京スカイツリー、こういうものを観光というレベルで物すごく活用しているんですね。ですから、このバス会社、茨交という会社も、一定期間は考えるでしょう、こういう秋葉原までという部分について。先ほど言ったように、旧笠間地区よりも、例えば西側、北側の地域住民を電車の乗りかえがなくて秋葉原まで行けるという単純なアクセスを考えている。これはバス会社の観光であつて、笠間の観光ではないと思うんですよ。それは、当然、公室長わかってますよ。午後の便しかないんです。秋葉原から帰ってくるのが午後の便しかないです。午後に来て日帰りというのは、あんまり聞かないですよ。

それと、以前にどなたか質問しましたが、笠間の観光の一つの流れというのは、ポイント、ポイントがあるわけですが、それは自家用車で移動すると。そのために駐車場の問題やいろいろな問題を多分取り上げたと思うんですよ。どうでしょうか。

つまり私は、観光というのは、今回の件は私はふさわしくないと思うんですよ、表現が。当然、来たい人は、何時の電車であろうが、何時のバスであろうが、来るでしょう。しかし、これを簡単に観光だという部分で問題をすりかえてもらっては困る。

問題は一体なんだと、私は言うんですが、例えば復活するのであれば、今までの要件を

整えたように、例えば笠間のポレポレから、3カ所か、手越のセブンイレブンのところまで行って、多分これは友部インターから高速道路に乗ってしまうんですね。そうじゃなくて、もっと違ったつくり方があると思うんですよ。

例えば355号線を石岡のスマートインターまで行く。だとすれば、旧八郷地区の人たちも、十分あの辺に土地が余っていますよ。そういうところへ駐車場を置いて、確かにそこまでクリアするのに1時間かかるかもしれないけれども、そういう時間と金額、費用が折り合えばあんまり難しくないような気もするんですよ。単純に笠間地区だけの3地区、短い距離ですけども、その3地区の乗り場でお客さんを拾って、友部インターからバアーツと乗って行ってしまうということよりも、むしろこの流れからいくと、355号線、例えば4便あるとすればそのうちの2便とか、1便でもいいですよ。そういうことが、私は、まちづくりの特に復興の意味では必要不可欠なのかなと思っています。

当然、外から人を入れようという部分の復興には直結はしないかもしれないけれども、これが違う形で組み立てができれば、民間企業がもうかれればどんな方法でも手段でもやると思うんですよ。だから、できれば、そういうとりあえずの流れとして私は組んでいきたい。

高速バス復活したよ、じゃうちの方にとまるのかなと、こう思う人がいると思うんですが、それが実はこういうわけで観光という名のもとに笠間エリアだけなんだというふうになってしまうと、いささか地域全体を見据えてないのかなと、このように思えてなりません。もしそれが、民間の利益、民業を圧迫するというのであれば、それはまた考えるしかないと思うんですね。ただ、4便あるわけですから、4便のうちの1便をそうするとか、もう一步踏み込んだ、隣の石岡市と連携をとって、そんなこともあれば私は全体の流れというのが組めるのかなと。

幸い、石岡のスマートインターは大型が入れるそうですね。ですから、そういうことを考えていただければ、次のステップとしてそういうものを要望できるような市の体制、つまりこれが復興につながるのかなと思っています。その次に観光という部分が来るのかなと。最初に観光という部分が来るから、どうも費用を費やしても、ある程度むだがあっても、それは観光なんだということで処理されてしまいがちなので、私は心配して、その点を指摘したいと思います。

これは、どう見ても東京スカイツリーが多分メインでしょう。そのメインの民間企業の運行再開について、単純に笠間の復興につながるんだという意見は余りふさわしくないだろうと私は思っています。

その点、もう一度、公室長、または市長でも結構ですから、上りと下りの時間帯のことを主に、またそのコース、この2点について、秋葉原から笠間市に観光客が来るというようなイメージについて、ちょっと私はふさわしくない、ちょっと乱暴な表現だなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

空白の5年間というのは、当然、民間ですから空白の5年間はあったでしょう。それは結構です。

2回目、それで終わります。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 西山議員の質問にお答えいたします。

被災家屋9,351棟の市内の家屋に占める割合についてのご質問かと思えますけれども、固定資産課税台帳の登載の棟数を分母にいたしまして計算しますと、約16%の家屋が被災したという割合になってございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 西山議員の2回目の質問について、まず、エコフロンティアでの被災地の瓦れきの受け入れのことですが、平成22年11月に4者協定を結びましたが、その中でも、第14条としまして、乙は、国及び地方公共団体が行う施策または災害、緊急時における廃棄物の適正処理に協力できるものとする。広域的な使命もございまして、地元自治体としては、この部分で積極的に働きかけていきたいと思っております。ただし、地元の意向も十分尊重してということをお前提にしたいと思っております。

それから、身近な市民、その対話ということですが、総合計画でも、今後、地域コミュニティ活動の活性化を目指した助成制度というものを検討していかなければならないので、その議論にはまだ入っていないので確かな単位とは言えないですが、現在の行政区の単位が一つ目安になるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

この高速バスのコースを設定した中では、市の方でコースについて要望いたしております。その内容については、まず友部スマートインター等を利用するコース、それから岩間インターチェンジを利用するコース等を要望いたしておりましたが、ただ、前回の反省を踏まえ、インターに短時間で直結できるということ、会社側はそういう基本的な考えのもと、今回のコースになったわけでございます。

また、常磐道には平日55本の高速バスが走っております。休日は37本ということで、近接する地域においては、内原停留所、石岡の柏原停留所ということで、友部、岩間地区の住民等にとっては短時間でアクセスできるということでございます。そういう中で、笠間地区が直結できるというメリットが生じたわけでございます。

そういう中で、先ほど広域的な観点で、八郷地区とか石岡と連携がとれるのではないかなということがございましたけれども、高速バスの状況としては、その地域もアクセスがかなりよい状態になっております。

また、観光との関係でございますけれども、この高速バスをできるだけ利用を促進して

いけば、下りの路線等についても増便が可能ではないかと考えております。

また、イベント等観光に適さないのではないかとということもございますけれども、これについては、その状況に応じますけれども、例えば午前中、朝の早い便でイベント等があった場合に臨時便を出すことも可能性はないわけではございませんので、今後、その辺について要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 前後しますが、高速バスの件について、公室長答弁の中、常磐道を往来しているバスは一定規模の数があるということで、そっちから乗ったらいいじゃないかというようなお答えだと思います。それはごもっともだと思います。それは単純に例えばビジネス的に考えたときに、もしかしたらそういうことかもしれません。

しかし、笠間を知ってもらったり、もっとコミュニケーションをとってもらったりするには、他地域とつながったり、そんなことがこれから必要なのかなと私は思っているんですね。そういう中で、単純に民間企業は、商売として、業として、短い期間で、当然安く速くてというのが一番理想ですから、それだけを考えれば今回の件は十分理屈が合います。

しかし、これは折り返し便ということですから、つまりこちらから行くのがメインなわけですから。そこで私は何が言いたいかというと、もとに戻りますが、イコール観光ということを引き合いに出してもらいたくないんだと。何でもかんでも観光で片づけてしまうというのは、私は、今、この地域のまちづくりにどうもブレーキをかけているのではないかと。もっと市民参加型の、もっとわかりやすい、そんなまちづくりが、つまり復興につながるのかなと。

復興とは、当然、興すということですね。興すというのは、今の状況じゃないわけですよ。復興ですから、当時に戻すわけだ、いいときに戻すんだと、こういう一つの目標があるわけですね。復旧というのはもとに戻すということですよ。今、復旧のために一生懸命やっています。ただ、必ず復旧・復興と並べます。でも、復興なんかそんな簡単なものじゃないと私は思うんですね。

このバスが運行したことでどんなふうになるのかなということは、すぐ観光ということを引き張り出しちゃうと、これから一つテーマがふえて、バスにかかわる観光が、例えば観光客数が増員したり、経済の効果があったり、こういう錯覚を起こしてしまう。ですから、私は、観光ということについては非常に慎重にお願いしたいなと思っております。

これは、当然、このバスの問題のみならず、もう1回いろいろな部分で、笠間市広いです。合併しまして大変広いです。その中で観光というものをもう一度見直して、もっと組み立てをしていただきたいなと思っております。当然、秋葉原地区からこちらの笠間市に、観光、またその他の目的でも結構ですから、人が流れてもらうということは大変いいこと

であろうと思っております。

ちなみに、私は、政治とは、例えばつくばエクスプレスが水戸線につながるとか、こんなことをテーマにビジョンを掲げて議論するのが、今、市民の皆さんが求めている政治なのかなと思っております。重箱の隅つついたようなことを言うつもりはないですが、少なくともこういう運行状況の計画を見ますと、それには値しないだろうと私は思っておりますので、今回あえて質問をさせていただきました。

今後、その扱いを、観光と復興の部分についての扱いを慎重に行っていただきたいなと思っております。ここは、答弁は結構です。

もう一度、市民生活部長にお尋ねしますが、エコフロンティアはどちらのものですか。笠間のものなんですか、県のものなんですか。私は、私物化しない方がいいんじゃないかと思っております。

よくここで、答弁が、今、4者協定というのが出ましたけれども、4者協定にのっとって市が出しゃばっていいんだ、あるいは主宰者と同格でいいんだということは、私はあんまりふさわしくないような気がするんですよ。当然、地元自治体があればあの施設はできなかつたでしょうし、特に福田地区の皆さんの長い間のいろいろな心労、ご苦勞は本当に頭が下がる思いでございます。我々、合併前の問題ですから、合併してきょうこのごろ、何だ、おまえはと、こういう指摘を受けると思いますが、私は、もっと違う考え方で、役所が、行政が余りエコフロンティアを市扱いをしない方が私は賢明ではないかなと思っておりますので、あえて瓦れきの受け入れとエコフロンティアの問題、ちょっと線を引くべきだということを今回は提言したんです。質問したわけです。それを、部長、もう一度お答えいただきたいのですが、瓦れきの問題はそういうことでお願いします。

それから、協働ということで、助成制度に伴って行政区の単位でという答弁がありました。行政区を見直さなくちゃだめだと今言っているんですよ。400戸以上の行政区があって、あるいはこちらでは一けた、10戸にも満たない、それも行政区なんだと。これを何とか200ぐらいを一つのラインとして、そこが50でしたっけ、検討委員会の答申が出ていますよね。そういうさなかで、行政区が機能を果たしているところ、そうでないところ、明々白々なわけですよ。ですから、私は、行政区じゃなくて、もっと現場を知っていただきたい。

最近、道路の里親制度ということで、本市の議会の中でも大変骨折りしている先輩議員もおります。そういう里親制度のように一定規模、一定地域の中で募って、そこに助成をしてもらって、それを有効に活用していると。こういうことが、多分まちづくりの底辺であろうと思っております。

3回目に、私、質問と重ねて提言したいなと思ったことは、つまり今言ったように、地域のことは地域でやっていくんですね。何が言いたいかといいますと、3地区が合併して一つになりました。例えば笠間地区だって、旧笠間の中心である石井地区と稲田地区では

温度差があったりする部分もあります。それぞれ地域には歴史があります。我々の旧岩間地区は旧南川根村と岩間町が合併した、二分しているんだなんて表現されることもありますが、そういう地域でございます。それは、それぞれの歴史を尊重して、それでいいと思うんです。

そういう中で、私は、地域に歴史的に残るお祭りだとか、スポーツイベントだとか、そういうことをそれぞれの地域、もとの地域で、小さくていいですよ。規模半分でもいいです。そんなものを復活させていただきたい。これが多分復興という大きなテーマにつながる。行政区や地域の間のは当然ですが、それ以外に、歴史と習慣や風習が相重なって一つの地域の復活につながるのかなと。人と人がかかわるそういう地域をつくるのには、多分もう一度復活すべきではないかなと思っております。

確かに高齢化は進んでおります。その中でまだ間に合う、私はそう思っておりますので、市民生活部長、最後に市長の一言も欲しいのですが、3地域のもとの残されたすばらしい文化や伝統をいま一度復興のために地域の皆さんにお願いすること、これをできるかどうか。また、そういう働きかけを考えているかどうか、最後に質問したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 西山議員の3回目の質問ですが、エコフロンティアにつきましては、県が主体で作り上げたものですから、県のもともとの財産であることは認識しておりますが、先ほど申しましたように、協定にも広域的な機能があるということで、あえて地元自治体として働きかけをしたということでございます。

それから、地域のイベント等の復活ですが、いろいろなケースがありますので、それはやはり地域の方の熱意があって初めて……

○12番（西山 猛君） 熱意はあるんだよ。

市民生活部長（小坂 浩君） ちょっと具体的なものが申せませんので、気持ち的にはどんどん支援はしていきたいと思っております。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えいたします。

まず、行政区の件でございますが、昨年、区長会で行政区のあり方について検討をしていただきました。戸数の少ないところから最大500を超える行政区まで、さまざまな形がございます。その検討の中でも、小さい行政区は隣接の行政区との統合という提案もされております。市の方は、区長会と協議をしながら、行政区の統合というものを現在進めさせていただいているところでございます。

それと、合併して、地域の伝統とかスポーツのイベントとか、そういうものが失われたんじゃないかというお話でございます。また、震災における復興の礎のような形でできな

いかということでございます。東北地方3県においても、復興のあかしとして、いわゆる震災によって中断された伝統的な地域の歴史的なお祭りとか、そういうものがようやく行われるようになってまいりまして、それが地域の復興につながっているということもございます。

市の方では、震災によってそういうものが失われたというのはございませんが、合併によって、例えば岩間地区のときはマラソン大会がございました。これは合併後廃止をしたという経緯がございます。

市の方としては、地域の伝統的なお祭り、そういうものは文化としてしっかりと私も守っていくべきだと思います。また、イベントについては、それぞれの地区でやっていたものを統一して、笠間市、オール笠間として行っているものがありますが、どうも伝統的に行ってきたものに対しての愛着が強いという状況があるのも事実でございます。

地域でいろいろ今後復活するにしろ、新たなものを行うにしろ、行政としては、できる応援はさせていただきたいなと思っております。

○議長（柴沼 広君） 西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時5分より再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時04分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に、18番横倉きん君の発言を許可いたします。

○18番（横倉きん君） 18番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、教育環境について伺います。

子どもにとって学校教育の重要性は、長い人生の中で、将来の生きる基礎をつくる大切な時期であり、保護者にとっても大変重要視しています。近年の地球温暖化の影響で、笠間市の気温も、ここ3年間を見ても、日中の気温は35、36、37の高温多湿の日が多くなっています。子どもたちが勉強する教室にとっては大変厳しい環境です。

このような中で、授業に集中できる状況になっていないのではないかと、保護者たちはせめて教室に扇風機の設置が必要であるとして、取り組みが一部の学校で進められています。

教育は、真理をとうとび、文化、芸術、科学などを学び、平和で豊かな未来社会を担う人材の育成であり、地域の文化、経済の発展のためにも積極的に取り組むことが求められています。

この理念に立って、教育環境の整備は人材育成の場にとって重要であります。教育行政

として、教育環境の改善に取り組む必要があると考えますが、見解を伺います。

2点目として、教育環境の改善に当たっては、国の補助が活用できる、また温度管理の点からもすぐれているエアコンを各教室に設置すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

2点目に、原子力防災について伺います。

東電福島原発事故は、1年が経過しても、いまだ収束の見通しが立っていません。原発事故により、福島県民は、家を奪われ、職を失い、失業を余儀なくされました。また、雇用保険を打ち切られるなど、塗炭の苦しみを受けています。しかも、放射能汚染は、農業や漁業を初め生業を困難にして、家族もばらばらになり、解決の見通しも立っていません。原子力防災計画が機能していなかったため、大変な混乱を起こしたことも明らかになってきました。

3月議会での原子力防災について、市長は、国の原子力災害ガイドラインの指針を踏まえ、笠間市地域防災計画に原子力災害を盛り込むとの答弁がありました。原発事故の教訓を生かすには、多くの労力と時間が必要ではないかと考えます。新ガイドラインが発表されてからでは遅いのではないのでしょうか。次の点について伺います。

介護が必要な高齢者や放射能の影響を受けやすい妊婦や乳幼児などの要援護者の災害時の支援計画の取り組み、また、この人たちが避難できる福祉避難所を設ける取り組みをどうするのか。2点目として、緊急モニタリング用施設の設置、旧笠間、旧友部、旧岩間など緊急時の連絡網の整備。3点として、避難のための移動手段や避難方法と訓練試案の作成。4点目、体内被曝を防ぐためのヨウ素剤の確保、使用指示、伝達、保管の安全管理などの整備。地方自治法の本旨である住民や滞在者、通行者の生命、財産、福祉の維持の立場からの原子力防災の機能が発揮できることが強く求められていることから、市の取り組みについて伺います。

3点目、国保税の改善について伺います。

どうして年金は下がるのに保険料は上がるんですか。やっと国保税を納めたと思ったら、また次の納期が来てしまった。延滞金が高いのにびっくりした。震災で予定外の出費がかかりやりくりが大変。年金の2カ月は税金に消えてしまっている。高過ぎる国保税、何とか下げてほしい。そういう声が多く寄せられています。

厚生労働省の資料では、国保総収入に占める国庫支出の割合は、1984年度は49.8%でありましたが、年々減らされて2010年度は25.6%になりました。また、国保加入世帯の平均所得と1人当たりの保険税を見ますと、1984年度では、年間所得179万2,000円に対し、1人当たりの国保税は3万9,000円でした。2010年度では、年間所得145万1,000円に対し、1人当たりの国保税は8万8,580円になっています。このため、年々所得が減っているにもかかわらず国保税が値上げされ、滞納世帯がふえ、収納率も下がる状況が続いています。

そこで伺います。

笠間市の国保加入世帯の平均所得と1人当たりの国保税はどうか。また、国保加入世帯の所得に対する国保税はどうか。例として、40代の夫婦と子ども2人の4人家族の場合、所得がゼロから50万円単位で300万円までの国保税は幾らになっているのか伺います。

2点目、国保税の値上げの主な要因は、国庫支出金の大幅な削減です。国庫支出金の増額とあわせて、国保は自治事務であります。市民の暮らしを守る点からも、一般会計からの繰り入れを増額し、国保税の引き下げをすべきではないでしょうか、伺います。

3点目、延滞金について、納期が過ぎた場合、1カ月を経過するまでの期間は年率4.3%です。1カ月を経過すると、年率14.6%の延滞金がかかります。滞納している世帯にとっては、一層支払いが困難になります。納税者が納税相談を積極的に活用できるよう、行政は納税者に働きかけをし、該当者には減免措置があることを説明し、減免措置の申請申告を行うよう行政指導の取り組みを強化することが必要です。どのような方法で行政意識を高めようとしているのか伺います。

4点目、生活保護基準以下の収入で生活保護を受けていない世帯について、所得の低い世帯には国保税を減らす法定減免制度がありますが、不十分です。しかも、どんなに低所得でも国保税はゼロにはなりません。一部の市町村では、独自に低所得世帯の国保税を減額、免除する取り組みをしております。笠間市でも、生活保護基準以下の収入で生活保護を受けていない世帯の国保税の市独自の免除制度の創設を求めますが、その見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 教育次長 埴 栄君。

〔教育次長 埴 栄君登壇〕

教育次長（埴 栄君） 18番横倉議員から、教育環境の改善ということで扇風機のお話がありましたけれども、教室の扇風機の設置状況については、通風の関係で小学校の1教室において天井に2台設置してございますけれども、そのほかに各学校では、保護者からの寄附等により、一般家電の扇風機を合わせて約90台所有している状況でございます。

昨年度の夏は、放射性物質の影響を懸念し、窓を閉めて授業を行った学校もございましたけれども、放射性物質の数値の推移を見ますと、本年度以降につきましては、窓を開放できるものと考えているところでございます。

しかしながら、温暖化等の気象影響により教育現場に支障を来すことは避けなければなりません。そのため、教育委員会としましては、熱中症などの対策として、教室への扇風機の設置について、今後、気象環境の変化や学校適正配置の推移等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、エアコンの設置でございますけれども、市内小中学校における設置状況は、校長室、職員室、保健室、パソコン教室など必要最低限の教室に、小、中合わせて153台設

置しております。空調施設の整備に対する国の補助制度は、学校施設環境改善交付金事業の中の一つのメニュー、対象事業となっておりますけれども、市では、学校耐震補強工事や建物の大規模改造工事について、この交付金事業を活用しているところでございます。

学校には夏の熱い盛りに長期の夏休みがあることや、現在進めております耐震化や大規模改造工事、また教育新設設備の整備や学力向上支援事業の拡充など、多くの教育環境についての整備課題がございますので、教室への空調設備の整備については考えておりません。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 18番横倉議員の質問にお答えいたします。

原子力災害に対する対応は、原子力施設の事故等で放出される放射性物質または放射線が特定の水準以上の場合、最初に屋内退避、それ以上線量が高くなった場合には、避難誘導体制に基づき市民をいち早く安全な区域に避難させることが重要なものとなります。

このため、茨城県を初め、原子力施設が設置されている自治体、隣接する自治体やその周辺の自治体など、県内を含め広い区域で対策の整合性を図りながら、計画の立案をしなければならぬものと判断しております。

介護が必要な高齢者、妊婦などの援護者の支援計画と福祉避難所に対するご質問でございますけれども、要援護者の支援対策については、避難区域の設定などにより内容が変わってくると思われまますので、その具体的な区域などが示される中で計画に反映してまいります。

避難区域がどの程度の範囲で設定されるかにもよりますが、福祉避難所については、市内の社会福祉施設と災害協定を締結していることから、他の災害計画 風水害編とか地震編がございまして、同じように、これらの施設を活用して要援護者を受け入れことが可能であるものと考えております。

次に、旧笠間、友部、岩間、3地区への緊急モニタリング施設の設置でございますが、モニタリング施設の設置につきましては、文部科学省で本年4月より、笠間市役所本庁舎敷地内に可搬型のモニタリングポストを設置して、随時計測を行っております。

さらに、県では、東海第二原子力発電所と大洗町にある常陽増殖実験炉からの空間放射線量の監視を行うため、今年度、新たに22基のモニタリングポストを設置する予定であり、笠間市にも2基、旧笠間地区と旧岩間地区のモニタリングポストの設置を検討しているところでございます。

次に、原子力災害が発生した場合に必要な緊急時の連絡網の整備、避難のための移動手段、避難方法及び訓練計画の立案並びに体内被曝対策のヨウ素剤の対応でございますが、今後、原子力規制庁の発足にあわせまして、原子力災害対策体制の見直しを内容とする防災基本計画の修正を踏まえまして、中央防災会議の方針や県の計画見直しに従いまして、

原子力災害対策計画において具体的に計画の立案を図ってまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長(菅井 信君) 18番横倉議員の国保税の改善についてお答えいたします。

まず、笠間市の国保加入世帯の平均所得であります。また平成24年度の本算定が出ておりませんので、平成23年度で申し上げますと平均所得は123万6,000円、これは所得がない世帯も含まれております。所得ありの世帯に限りますと、172万2,000円となっております。また、1人当たりの国保税は9万2,877円となっております。

次に、40代夫婦、子ども2人の4人家族を前提として、所得がゼロから50万円単位で300万円までの国保加入者の所得に対する国保税についてであります。これは平成24年度の税率で試算をいたしますと、所得がゼロの世帯につきましては、7割軽減に該当し、医療分、後期高齢者支援分、介護分を含めまして年額5万5,300円になります。

所得が50万円、これは所得でありますので、仮に給与収入だった場合には115万円になります。この世帯につきましては、5割軽減に該当し、年額10万8,600円となり、収入に対する割合としては9.44%になります。

所得が100万円の場合、同様に給与収入ですと166万7,000円になり、5割軽減に該当し、年額17万5,700円、率は10.53%であります。

所得が150万円の場合は、同様に収入240万円になり、2割軽減に該当し、年額29万3,300円で、率は12.22%になります。

所得が200万円、給与収入ですと311万5,000円になり、年額39万2,500円で、12.6%になります。

所得が250万円の場合には、収入で380万円となり、年額45万4,700円で、率は11.96%であります。

所得が300万円、給与収入442万7,000円の世帯につきましては、年額51万7,000円となり、率は11.68%になります。

次に、国保税の値上げの主要因は、国庫支出金の大幅な削減のためであり、一般会計からの繰り入れを増額し国保税の引き下げをすべきではないかについてであります。まず、国民健康保険の給付事業に要する費用は、原則として50%の公費負担と50%の保険税で賄うことになっております。国保会計の歳出における医療費の伸びは、高齢化や高度医療技術の進展等により非常に高くなっており、反面、歳入においては、不景気による所得の落ち込みなどにより国保税が減少し、非常に厳しくなっております。

本来であれば、不足分を税率改正で賄うところではあります。その伸びに連動した改正を行うことは加入者に対し大きな負担を強いることになることから、税率の大幅な上昇の抑制に努めるため、収納率の向上及び笠間市独自の国保税負担緩和分として一般会計からの繰り入れを前提とし、収入額ベースで7%増の税率改正を24年3月に行ったところで

ございます。平成24年度は、一般会計より一定の基準に基づく5億7,600万円のほかに、国税負担緩和分として8,000万円の繰り入れを予定してございます。

次に、納税相談はどのように取り組んでいるかについてであります。納税相談は、生活状況により一度に納税することが困難な方や、非自発的失業者を含む失業、疾病等により収入のない方などについても随時納税相談を実施し、個別にその世帯の状況を聞き取り、状況に応じ対応しております。

次に、延滞金につきましては、地方税法の規定により、納期限を過ぎた場合、納期限後1カ月は年利4.3%、1カ月経過後は14.6%が発生し、納付をしていただくこととなります。悪質滞納者や納税意識の低い滞納者については、督促、催告、差し押さえ予告、差し押さえ等の処分について、法律に基づき執行しております。平成23年度は、市税全体で382件の差し押さえを実施しております。

次に、減免制度を積極的に活用すべきではないかについてであります。国民健康保険法第77条では、条例または規約の定めるところにより特別の理由がある者に対し、保険税を減免し、またその徴収を猶予することができることとされ、笠間市国民健康保険条例第22条に規定し、昨年度は火災1件、震災97件、その他6件、合計で104件の減免を行っております。

減免については、国民健康保険だよりや広報紙等で周知しておりますが、延滞金についても納税通知書や督促状において通知しております。さらに、これからは、国民健康保険だより等においてさらにわかりやすく周知をし、納税相談に結びつけていきたいと考えております。

次に、笠間市でも生活保護基準以下の収入で生活保護を受けていない世帯の国税の免除制度の創設をすべきではないかについてであります。生活保護以下の収入の世帯であっても預貯金や資産がある場合もあり、受益者負担の原則から、現在ある軽減制度を活用することで、新たな免除制度の創設は考えておりません。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

○18番（横倉きん君） 2回目の質問を行います。

教育環境の整備です。今、教室に笠間全体で90台扇風機がついているということがありまして、エアコンの設置は考えてないということを言われました。しかし、今、小学校、中学校合わせて全部で何教室あるのか、それも伺いたいと思います。

現在、この異常な中で、ここの庁舎にあっても28に温度設定しているわけですね。暑いけれども、28にクーラーの設定をしています。学校は長い夏休みがあるから大丈夫というようなことを言われましたが、去年の実績からでも、7月でも30以上の気温になっております。9月に入っても、35とかそういう日が続いております。

そういう点では、ぜひ今、子どもたち、やっぱり暑くては勉強頭に入らないわけですよ。

生理学の点から見ても、勉強の効果が期待できる教育環境は、現在のような高温の状態では効果が低いことは明瞭です。ですから、いろいろなところで暑いときにはクーラーを入れている。今、温暖化の中では、国も教育に対する補助を出しています。自治体がやる場合は3分の1の補助が出ております。そういう点では、牛久などは温暖化の中で補助が出てないうちからやっています。全部教室なども空調がついております。

今、一部の学校で、こんなに暑くては子どもたちが大変だ。そして、やはり少子高齢化の中で子どもに期待しているわけですね。限られた授業時間の中で有効に勉強を習得してほしい。そういう点からも、エアコンの設置は今の時代必要ではないかと思います。

そういう点では、一つ、教室が何 になっているか。去年その辺の把握をしているか。また、していなかったら、ぜひことしから教室の温度がどのぐらいになっているかをぜひはかっていただきたい。そしてまた、父母の意向を聞きながら、子どもたちの意見、PTAの意見を聞きながら、一部の学校だけではなくて、小中学校は義務教育です。公平公正の点からも、教育環境にふさわしいところで授業をさせたい。そういう点では、ぜひ今後の取り組み、今、教室に90台とおっしゃいましたが、再度、ことし中に扇風機は入れられるのかどうか。ちょっとその辺はっきりしなかったように聞こえましたので、どういうふうになるのか、その辺を再度お聞きします。

それから、原子力防災の点ですが、今、防災計画はなかなか進んでおりません。それは実態です。国や県との連携もかなり必要ですが、やはり病院とか介護施設、そしてまた地域には要援護者がどういうふうにいるのか、その辺もきちっと行政としてつかんでおく、データの整備が必要ではないでしょうか。やはりできるものを早くから取り組む必要があると思います。

それと、援護施設としては、社協と契約しているということがありました。ただ、原子力防災については、この笠間市も30キロ圏内に一部入っているわけですね。それと、放射能汚染の範囲は、風向きによってさらに広がる可能性があります。放射能の雲、プルームと言われておりますが、その通過の被曝を避けるための防護措置、これは本当に早くから計画を立てておく必要があるのではないのでしょうか。

そういう点では、IAEA、国際原子力機関の安定ヨウ素剤服用の判断基準でも、350ミリシーベルトになる地域は、福島原発でも50キロ近くまで延びていました。ヨウ素剤の服用についての取り扱いについても、早くから検討しなければ、実際ヨウ素剤が置かれたとしても、それが活用できる状態では、福島原発でもあったわけですので、ぜひ早くから立案計画を準備する、取りかかる必要があるのではないか。そういう点で、再度、データの整備いつごろから始まるのか。一部始まっているのかもしれませんが、その辺どういうふうに取り組むのか、再度お伺いします。

国保の問題です。今、担当部長の方から、国保税の所得の推移と保険税の数字が示されました。これを見ただけでも、いかに国保税が生活を圧迫しているかはっきりしたと思

ます。今、医療費の半分は公費で、あとは保険料とか言われましたけれども、平成23年度も、今言われましたようにゼロ円から入れますと所得が123万円ですね。それで9万2,000円です、平均では。そういう状況です。所得のある人から入れれば172万円、それでも92万円、前は3万円台です。ここ近年見ても、2万円とか3万円上がっています。

今の中では、7割、5割、2割軽減はあります。しかし、これでも、今申されたように200万円でも12.6%、39万円ですよ。所得200万円、収入としては300万円ありますけれども、40万円近いんですよ。これは本当に払いたくても払えない、それが実態ではないでしょうか。

この問題、国民健康保険はどうしてできたか。この国保税の目的からしたら、国民の健康保険事業の健全な運営と国民の保健の向上に寄与するということを言っているんですね。法律できちとうたわれていますし、唯一、国民健康保険は、公的医療保険の中で社会保障として位置づけられているんですね。そういう点では、この問題、やっとな税金を納めて保険証はもらっているけれども、ぐあいが悪くなっても病院になかなか行けない。本当にこれでは、早期発見・早期治療、笠間市もできる限りということで健康づくりを宣言して取り組みは進められていますが、一方、この国保税についてももう少し対策を、低所得者に対する取り組みを行っていただきたいと思います。

秋田県では、生活保護以下で生活している人、多少の貯蓄はあるかもしれませんが、当面支払い能力がない人を救済するのが減免ですから、生活に支障を来すような、営業もやっていけない、大変な思いをしているということになれば、やはり本当に地域経済にも影響すると思うんです。

国保の収納率も教えていただきましたけれども、年々下がって、ことしは多少上がったと言われてはいますが、これは本当に取り立てが厳しくなるといって、悪質者は取るのは当たり前ですが、生活するためにかなり厳しくなっているということで、今の7割、5割、2割とか3割とかありますが、それに市独自として1割をふやしてほしい、減免をふやすとかそういうあれがとれないか。

やはり国民の生存権の問題になってきますので、こんなに高い、年金もらった人も、10カ月で1年を生活しなくちゃならないんだよとか、14.6%の延滞金というのは、払えない人がふえていく、ますます払えなくなってしまう。

そういう点では、一つは、今いろいろ相談をされているということですが、やはり対面というか、病院にずっと入院していたらそういう連絡があったんだけどわからないで延滞してしまったとか、そのままになってしまっていたとか、あと文章で後ろに延滞金というのはちょっと入っていますけれども、なかなかそこまでわからない。そういう点では、延滞金にならないように取り組みを強化する。その人に合った減免制度、わからないから申告しないで高い料金を払っている場合もありますので、一つは、納税相談をもっときめ細かくしてほしい。それから、市独自で減免制度の中に1割を追加するような検討をしてい

ただけないか、そういうことについて2回目の質問をお伺いします。

○議長（柴沼 広君） 教育次長埴 栄君。

教育次長（埴 栄君） 横倉議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

小中学校、本市では全部で21校ございますけれども、教室の数というお尋ねでございます。全部で439教室ございます。したがって、すべての教室に温度管理ができるエアコンの設置については、ちょっと現実的なことではないと考えております。

先ほどの市の方で設置しました扇風機のお話でございますけれども、これは大原小学校、大原小学校にもそれぞれ教室がございますけれども、そのうちの1教室が、土手に面しておいて、通気が非常に悪くなって室温が高くなるという話がありました。ここについては、天井扇を2基設置してその解消に努めているところでございます。

扇風機も、人は風に当たることによって体感温度が下がると言われております。先ほどご質問の中で、そういった教室の温度を測定した経緯があるのかというお話でございますが、学校においてはそれぞれ学校の日誌の中で記録をとっておりますけれども、それぞれの各教室を詳細に記録したものはございませんので、今後それらの状況を勘案した上で、設置が必要な部分について検討してまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

総務部長（阿久津英治君） 横倉議員の再度の質問にお答えします。

初めに、要援護者のデータ整備のご質問かと思えます。要援護者の対応につきましては、昨年より区長と民生委員との協議を進めておる状況でございます。

また、次のヨウ素剤服用に関する防護対策に対する質問かと思えますが、これにつきましては、今後、原子力災害に対する見直しを行う中で検討していくこととなります。

ヨウ素剤の効果について申し述べますと、放射性ヨウ素の取り組み前の24時間以内に服用することが最も効果的であり、まさにタイミングが命だということもございます。ヨウ素剤については、有効期限の問題、薬剤の保管に光を遮る遮光性が必要なこと、服用管理には制限があるため、市が管理するのか、事前に配布しておいて服用を指示するのか、難しい問題がございますので、今後、専門家等と協議を進めてまいりたいと考えております。

原子力災害について盛り込める可能性のあるものについては、個々具体的に調査して、盛り込んで進めていきたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 横倉議員の再度の質問にお答えいたします。

最初に、低所得者に対する取り組みをもっと行ってほしいと。さらには、10%の減額の追加が考えられないかという点についてでございますけれども、低所得者に対する支援、それから低所得者に対する税と給付、一体的にどういうふうにするかという部分については、国で今議論をされているところであります。国保を中心とする議論につきましても、現在、厚生労働省の中で低所得者対策研究会というものが開かれておまして、その議論

がなされているところであります。

何が言いたいかといいますと、笠間市独自でこれを行おうとすることはなかなか非常に困難である。やはり制度的に、国の中でこれらをつくるべきであろうと考えておりますので、笠間市が独自で行ったとしても、どれだけのことができるのかなという気がいたしますので、そういった国の動向を見ていきたいなと考えております。

それから、10%追加してほしいという部分については、今年度国保税の改正を行ったところであります。その中で、当初1億円程度を見込んで、基金の繰り入れを見込んで税率改正を行いますということで、それを24年度、25年度まで減額して改正をしますよということで行ったばかりでありますので、笠間市としては、今回、議員のおっしゃるような趣旨で行ったというつもりでありますので、24年、25年については現行のままいきたいと思っております。

それから、収納と延滞金の関係でございますけれども、まさしく延滞金、ちょっと納め忘れてしまうと延滞金が大きくなってしまいます。それ以前に、滞納してしまうと、毎月毎月納めていけば小さくて済むものが、それがたまれば一度には納められなくなってしまいうのは、これは実態にあり得るだろうということが言えます。したがって、それらの対策として、昨年度の10月から電話督促ということで、特に現年度の滞納があった、要するにうっかり納め忘れをしてしまった、こういった方を中心に電話督促を行いまして、たまると大変ですよ、それから延滞金もかかりますよということで、現年度分を中心に我々の方としては対応してきたと。それでも納められないものについては、税務課の方で一定の手続きをとって差し押さえ等まで行うという形で、そういう意味ではきめ細かく行ってきたということで、収納については考えております。

また、納税相談に対する周知という部分、今の部分も納税相談の一つだろうとは思いますが、さらに制度的なものについては広報紙等で十分周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

○18番（横倉きん君） 今、学校教育の環境整備では、教室が439ということで、なかなか大変だということですが、この異常気象ということがあって、国も空調機器の補助を出しているという状況が出てきているわけです。そういう点では、ことしきちっとはかって、ちゃんと対策をとってくださると期待しております。そしてまた、父兄からとりあえず扇風機という声が出ていますけれども、片方でそういうことが出ていますから、これはことし中でも補正予算を組んで、需要によってはそういう取り組みが早く必要ではないかと思っておりますので、前倒しということも考えられないかどうか、再度答弁をお願いします。

それから、国保の問題で、ことし保険料の値下げという、高いので一般会計から財源入れたということは本当によかったと思っております。しかし、今、全国的に見ましても、これは

統計ですが、2010年でも相当入っているんですね。それは所得にかかわらず医療費の伸びと、なぜ国保がこんなに大変になったか、先ほども国の国庫支出金が半分に減っちゃったと。それから、今、構造改革の中で雇用の破壊が起きているわけです。国保ができた当初は、ほとんど失業者もないし、農家や自営業者で、本当に6%ぐらいの無職者です。今は非正規労働者に置きかえられて、失業者と非正規労働者で所得が低い人がみんな国保に入っている。本来、高齢者や自営業、零細企業が入っている国保ですから、社会保障として面倒見ますというふうに国民皆保険の中でできたものが、それをどんどん減らして、片方では構造改革の中で極端に所得が減った人が入る、そういう状況で二重の大変さがあるのにもかわらず、それを放置してどんどん減らしている。社会保障の抑制ということで、国保に出す国庫支出金、負担金が減っているというのは大きな問題だと思います。

そういう点で、再度、国への、いろいろ市長会を通したりなんかして要請はしていると思いますけれども、国庫負担金の補助を上げることと、何といたってもこの笠間市民の命と健康を預かるのは笠間市ですので、やはり一般会計からの繰り入れをふやしていただいて、国保税の引き下げ、値上げを抑制する取り組みを今後とも続けて検討していただきたい、ぜひ国保審議会でも検討していただけるようお願いしたいのですが、そういう点で検討する考えがあるかどうか、再度伺います。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 横倉議員の3回目のご質問に私の方からお答えいたします。

先ほどから学校の教室にエアコンという話がありました。子どもたちのエアコンということについては、現在考えてございません。といいますのは、これから生きていく子どもたち、よく3歳児までに発汗作用、エアコンから避けて育てるべきだという考え方もあります。学校の子どもたちは、ぜんそくを持っていたり、アトピーがあったり、そういう子どもたちがおります。それから、教室だけでずっと生活するのではなくて、外へ出て遊ぶとかそういうことがあります。

したがいまして、学校では、保健室であるとか、コンピューターを使ったりするようなところ、火を使ったりするようなところ、必要に応じてエアコンは準備、用意をしております。そういうところで必要に応じて対応していくと、各教室の中にエアコンというのは、これから生きていく子どもたちの体はどうあるべきかということを考えながら設置していくべきというふうに考えております。

ただ、扇風機につきましては、ただいま次長が答弁しましたように、前倒しにできるかどうかということはまだですが、ただ、学校というのは4階建てであったり3階建てであったりします。そして、東京の都心にあるわけではなくて、いらっしゃっていただければわかりますが、窓を開けると風が入ったりするような環境があります。どうしても風が通りにくいというところには、そういう意味での設置はしています。

そういうことで、担任は、教室の環境、子どもたちの様子を見ながら、できる範囲で窓

を開けたり、そういうことでやっております。それでもだめというところを、扇風機ということを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 横倉議員、再度の質問にお答えいたします。

初めに、社会保障制度の中で国保の国費が減っているという部分について、若干お答えしたいと思います。

まず、国での社会保障に対する金額というのは、私の認識では、ふえればあっても減ってはいないのかなと思います。見かけ上、国保に対する率は下がっております。これは確かでありますけれども、横倉議員がおっしゃる80年代から比べまして、後期高齢者医療制度、笠間市ではそれに対する前期高齢者の支援金、負担金、さらには退職者医療制度、こういったものが新たにできた制度であって、50対50、それに上乘せとして分母にのっかってきておりますので、全体の金額としては分母がふえるということでありまして、純然たる2分の1に減っているということではないと思っております。

それから、国に対する要請、確かに地方の国保財政は非常に厳しいですので、全国市長会、議長会を通じて要請は引き続き行っていきたいと思っております。

それから、対策といたしましては、まず第一義的には、健康づくりを初めとした医療費の抑制を行うことが必要ではないのかなということで、一つには健康づくりを進め、医療費が下がるように努力をしていきたい。それから収納率の向上、全員が悪質滞納者でないということは当然でありますけれども、特に悪質と思われる方に対しては、税務課と連携した中で、強力に差し押さえ等を進め、収納率の向上に努めて、健全な国保財政の運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 横倉さん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午前 11時58分休憩

午後 零時59分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

次に、8番野口 圓君の発言を許可いたします。

8番（野口 圓君） 8番野口でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

2011年3月11日に、東日本一帯に、我が国歴史上経験したことのない大地震が発生し、

生じた大津波によって多くのとうとい命が失われました。さらに、損壊した福島第一原子力発電所からの大量の放射性物質が外部に散乱し、深刻な事態に至りました。

地震による操業停止や計画停電などを理由に、解雇や雇いどめ、内定取り消しなどが全国で多発いたしました。とりわけ、派遣やパートなど非正規雇用労働者は真っ先に職を失いました。

福島第一原子力発電所においては、多数の非正規雇用労働者が、極めて危険な業務に十分な安全対策もないまま従事させられていることが判明いたしました。非正規雇用労働者が、まるで品物のように使い捨てにされている現状が浮かび上がっています。

日本は、第2次世界大戦後、高度経済成長が長く続き、終身雇用と呼ばれる長期雇用の正社員雇用が一般的なものとなり、1970年代には正社員が90%を超えておりました。しかし、1985年に男女雇用均等法が制定され、同じく労働者派遣法が制定され、86年に施行されると、労働市場は国際経済競争の激化の中、経営体質を強化することを口実にリストラ、人員削減を行い、特に正規雇用から非正規雇用への切りかえが行われました。また、業務の外部化、アウトソーシングを強力に進めてきました。その結果、正規雇用が大きく減少し、非正規雇用が急激に増加したのであります。

パートタイム労働、有期雇用、派遣労働、請負など、非正規雇用と呼ばれる形態で就労する労働者が、最近では労働者全体の3分の1を超えております。特に女性や若年労働者では、ほぼ過半数が非正規雇用となっております。このまま進んでいけば、近い将来には非正規雇用労働者が全体の半数を超えることが予想されます。企業も、国も、地方自治体も、人件費を削減するために非正規雇用の臨時職員をふやし、アウトソーシングを拡大して経費削減を進めてきました。

日本では、現在、失業者が300万人を超えております。働いてもワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下の労働者が2009年には1,100万人となり、労働者全体に対する割合も25%を占めるに至りました。20代の若者の5人に1人が、年収150万円以下であります。

また、正社員に採用されても、名前だけの正社員も多く、過労死で死亡された方々の4人に1人が20代の若者であります。

2008年秋、リーマンショックと呼ばれる世界的な経済危機が発生いたしました。日本では、世界的な大企業が30万人近い派遣労働者や請負労働者を派遣切りにして、社会的に大きな問題になりました。雇用を失うと同時に住居まで失った派遣労働者たちは、行き場を失い、市民団体のつくった年越し派遣村に向かうしかありませんでした。

日本の大企業は、経済危機となれば、不安定雇用形態労働者を雇用調整弁にして利益を確保し、株主への配当を継続しました。ILO、国際労働機関は、2009年の報告で、経済危機に対応した国々の中で、日本ほど雇用を失った労働者の多い国はないと指摘いたしました。多くの企業が、若年労働者を犠牲にして経営危機を克服したのです。今や、日本の状況は雇用社会の崩壊に近づいていると言えます。

フランスのシンクタンクの政治革新財団が行った2008年の調査では、みずからの将来を明るいと考える若者の割合は、フランスで26%、デンマークで60%、日本では5%であります。これはかなり深刻な水準であります。日本では、5%の若者しか自分の将来を明るいと考える者はいない。95%の若者が、将来に明るい見通しを持っていないということであります。

このような現状を市長、教育長はどのように考えておられるか、まず、第1回目の質問としてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

社会構造の変化の中から生まれた、いわゆるワーキングプア、働いても生活がよくなり、豊かにならないと言われている労働者が増加していることは、深刻な問題であると認識しております。高度成長が終わり成熟経済を迎えたことと、経済のグローバル化や長引く景気低迷により、民間会社等に限らず、あらゆる組織の中で経営の立て直しを目指して合理化や事業の見直しが進められてきた結果、正規雇用労働者の採用を控え、パート労働者や派遣職員等を含む非正規職員を採用することによって、人件費の経費を抑えることが進められてきたわけであります。

一方で、働く側についても、ライフスタイルが多様化したことにより、仕事に対する考え方が変化しており、フリーターやニートと言われる若者たちがふえており、中には、現状に甘んじて、将来に対する夢を追いかけないような若者がいることも事実であります。経済動向や雇用施策だけでは対応できない課題が山積しているものと感じております。

ワーキングプアの問題は、少子化問題や医療、福祉、年金問題等さまざまな課題に対して大きな影響を与えるおそれがあることから、状況を早急に解決していかなければならない問題であるとも考えております。

しかし、これらの問題につきましては、私ども市独自で解決できる問題でもございません。国、地方公共団体、含めて行政、さらには企業、労働界、社会全体での雇用、働き方、さらには社会構造の見直しを考えることが必要ではないかなと思っております。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 野口議員の非正規雇用の増加に対する私の考えについてお答えを申し上げます。

学校は、子どもたちに知識の習得と人格の陶冶を促して社会に出し、その社会に貢献できる日本人を育成するために存在しています。学校を卒業しても就職先がない、また希望する職種につけない、たとえ就職できたとしても長く続かない者もいるという現在の状況は、大きな社会問題であると認識しております。

先ほどの市長の答弁にもございましたが、私も、社会環境の変化や産業、経済構造の変化による企業の雇用の多様化、流動化などに大きな課題があると考えています。

また、子どもたちの職業観につきましては、私たちが小さいころは、近所の鍛冶屋さんであるとか、大工さんがかんなを削るとか、竹屋さんがかごをつくるとか、要するに物づくりの現場を見ることができました。しかし、今、複雑化した産業、経済機構の変化が大きくて、職業や仕事を子どもたちにとって見えにくいものにしており、子どもたちが職業人としての自分の将来の姿がとらえにくく、自分の将来に向けての希望あふれる夢を描くことも困難になっていることが、若者たちの就職観に大きな影響を与えているのではないかと考えております。

先ほどのフランスの調査がございましたが、実は国の学力調査の中にそういう調査があるのですが、「自分にはよいところがあるか」という質問に対して、本市の小学生、中学生とも、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた子どもたちは70%を超えています。また、「将来の夢があるか」という質問に対しては、小学生で70%、中学生で75%おります。小学校、中学校時代に自分の将来に夢があるという子どもたちが高校、大学を出て就職するときに、その夢を持ち続けられる、そういう社会が来ることを望んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 野口 圓君。

8 番（野口 圓君） 2 回目の質問に入ります。

今、市長からご答弁をいただきまして、やっぱり大きな、年金、少子化、さまざまな問題を派生的に抱えておりますので、何とか状況を解決していかなければというご答弁いただきました。

EU諸国でも、パートタイム労働、有期雇用、派遣労働などが広がっていることは日本と共通しております。確かに、通常の雇用に比べると雇用が不安定であるという問題がありますが、同一労働、同一待遇、非差別という点は明確にされております。EUは、パートタイム指令、有期雇用指令、派遣労働指令を出しておりますが、共通しているのは、通常の労働者との非差別という原則であります。

フランスでは、例外的な事由がある場合にだけ派遣労働や有期雇用を利用できますとともに、不安定な派遣労働者や有期雇用者には不安定雇用手当として賃金の10%相当分を上乗せして支払うことを義務づけております。

ところが、日本の場合は、非正規雇用に共通するのは、いずれもが有期雇用という不安定な雇用という特徴を示している点ですが、さらに、正社員と比較したときに、その待遇が格段に低いという点が特徴となっております。給与の面、さまざまな保険の面です。

2008年末では、大企業の製造現場で年収800万円の正社員の横で、派遣労働者や請負労働者が年収200万円程度でほとんど同じ業務に従事していました。不安定雇用の上に、差別的

処遇という組み合わせが日本の非正規雇用の特徴であります。これは世界的に例のないものであります。

EU諸国では、EU指令に基づき非差別を原則としておりますし、隣の韓国では、2006年の非正規保護法で、パート労働、有期雇用、派遣労働のいずれの場合にも雇用形態を理由にした差別待遇を明確に禁止しております。

では、具体的に笠間市においてその労働実態はどうなっているか伺いたい。

(2)になります。笠間市において、年収200万円以下の世帯数もしくは労働者数はどのくらいあるか。また、その割合はどの程度になっているか。

(3)笠間市の雇っている非正規形態の職員はどのくらいいるか。また、その人たちの年収もあわせてお伺いしたい。

(4)市がアウトソーシングしている市立幼稚園、学校給食センターなどで働く保育士、児童館職員、学童保育指導員、学校給食作業員、生活保護ケースワーカー、小中学校臨時職員、事務補助員、臨時職員など、人数と報酬はどのくらいであるかお伺いしたい。

(5)笠間市の一般会計、企業会計で、人件費としてではなく物件費として処理されている非正規職員の報酬金額は総額でどのくらいになるか。また、計上されている人件費との比較で何割になるかお伺いしたい。一般会計では、人件費が総額で59億1,200万円となっております。

(6)民間の場合は雇用契約というものが交わされておりますが、公務員の場合の非正規職員は任用という雇用形態で、雇用契約もなく、法律の定めがないため、労働者に対して何の保護もない状態でございます。笠間市ではどのような状態になっているか。また、このような状態をどのように考えるかお伺いしたい。

(7)同一労働価値、同一賃金という考え方がありますが、非正規労働者に対しても相応の報酬を支払うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、非正規職員に対する社会保険、雇用保険などの整備も必要と考えますが、いかがでしょうか。

これで2回目の質問を終わります。

○議長(柴沼 広君) 副市長兼産業経済部長田所和弘君。

副市長兼産業経済部長(田所和弘君) 野口議員の再度のご質問にお答えいたします。

笠間市における年収200万円以下の世帯数と割合に対してのご質問でございますが、現在、本市で実施しております統計調査あるいは市役所内部のデータにおいては、世帯として数字を把握しているものがないため、数字的にご提示することができない状況でございます。

本市で把握しております数字といたしまして、労働者数でございますが、18歳から60歳までの正規雇用労働者、非正規雇用労働者、パート雇用労働者など、すべての働いている方個人個人を対象とした数字でございますけれども、平成23年に給与収入がある方は2万9,786人、うち年収200万円以下の給与収入がある方は1万119人、その割合は約34%になっ

ているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 野口議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

当市における非正規職員として臨時非常勤職員の人数は、4月1日現在で244人となっております。1年間を通して任用可能な一般職非常勤職員は、正職員のようなフルタイム勤務ではなく、勤務日数や勤務時間が各人違うことから、一概には言えませんが、参考までに申し上げますと、年収につきましては、一般事務補助員の場合で約130万円、保育士、図書館司書、保健師等の有資格者の場合で約160万円、市立病院勤務の看護師の場合で約270万円となっております。

ご質問にあります職種につきましては、大別すると四つの形態に分けることができます。一つ目といたしまして、市の直接雇用によるものとして幼稚園教諭が9名おり、1人当たりの年収が約160万円でございます。また、学校教育センター及び一部学校調理員合わせて25名、1人当たり年収やはり160万円となっております。さらに、保育士が50名おり、1人当たりの年収が同じく約160万円でございます。

なお、以上申し上げました報酬につきましては、規定に基づく賃金単価により想定される勤務日数及び時間をフルに勤務したと仮定した場合の額でございます。

二つ目に、業務委託の形態をとっておりますのが、小学校2校、中学校1校における調理業務の19名及び放課後児童クラブ指導員の84名でございます。この方たちにつきましては、市の臨時職員ではなく、委託で受けた事業者が採用した職員でございます。

また、三つ目として、指定管理者制度により運営しておりますのが、児童館職員の13名でございます。この方たちにつきましても、市の臨時職員ではございません。

なお、業務委託及び指定管理者制度につきましては、委託料により支出をしており、委託業者の選考に際し、賃金の基準額を提示しているところでございます。

最後に、生活保護ケースワーカーにつきましては、正職員のみに対応となっております。また、そのほかに特別職の非常勤といたしまして、小中学校における非常勤講師7名、英語指導助手10名を委嘱しているほか、県費対応による非常勤講師が31名、事務補助員が1名となっております。

当市において物件費として計上される臨時非常勤職員の報酬につきましては、平成22年度の決算額といたしまして、社会保険料等を含む総額で約3億9,800万円となっております。これは正職員の人件費を合わせた人件費総額に対し約5.8%の割合となっております。

非正規職員には、雇用契約と法律の定めがないという内容のご質問でございますが、臨時非常勤職員に関しましては、民間で行われているところの雇用契約にかわる措置といたしまして、地方公務員法に基づく任用を行っており、任用通知書により勤務条件等を明示しているところでございます。

主な任用形態といたしましては、まず、地方公務員法第22条に基づく任用期間6カ月以

内を原則とした臨時職員と、有資格者など専門性が高く正職員での補充が見込めない場合を想定した地方公務員法第17条に基づく任用期間1年以内の一般職非常勤職員でございます。

また、非正規職員に対する保護措置がないとのご質問でございますが、臨時非常勤職員につきましては、すべての職員が労災保険または非常勤職員公務災害補償に加入しているほか、勤務日数等に応じ、社会保険及び雇用保険に加入しております。

さらに、労働基準法の規定を踏まえた内容の年次有給休暇及び特別休暇制度を定めるなど労働条件の整備を行っておりますので、臨時非常勤職員につきましては、処遇の面では正職員に準じた保護がされているものと認識をしております。

次に、相応の報酬を支払うべき、また社会保険、雇用保険についてでございますが、臨時非常勤職員の任用形態につきましては、各所属や業務内容によってさまざまであり、任用目的につきましても、正職員が行う業務の補助的業務や専門性の高い職種、正職員での補充が見込めない場合などさまざまでございます。

これら臨時非常勤職員の報酬に関しましては、職務給の原則を踏まえ、業務内容と職責に応じて各職種ごとに決定をしております。

例えて申し上げますと、1時間当たり賃金単価といたしまして、一般事務補助員が770円、有資格者を条件とする保育士、幼稚園教諭が950円などとなっております。

なお、臨時非常勤職員の報酬につきましては、原則1年以内の任期という考え方から、同一の職務に再度任用されても、職務の責任、困難度が同じである場合には、職務給の原則から報酬額は同一となりますが、職務内容や責任の度合い等が変更された場合に、それに伴い報酬を変更してまいりたいと考えております。

また、臨時非常勤職員を任用するに際しての処遇面の整備といたしまして、勤務日数等に応じ、社会保険及び雇用保険に加入をしております。加入数につきましては、244名中、社会保険加入者が159名、雇用保険加入者が196名となっております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 担当部長に申し上げます。1回目の答弁は、登壇にてお願いします。

野口 圓君。

8番（野口 圓君） 笠間市の状況を詳しくお伺いいたしました。雇用保険、労災など、非正規職員に対しても非常に高いパーセンテージで加入されていると。また、非正規職員は少ないですね。私が読んだ本なんかでは、50%近い人員が非正規で賄われている自治体があるということを知っていました。

この問題に取り組んでみて、今の日本の若者を取り囲んでいる環境というものが、これほど厳しいものだとは思いませんでした。長引く不況、そして雇用危機に直面して、終身雇用のモデルから排除された若者たちは、いや応なく資格競争に巻き込まれ、実力主義、

弱肉強食の中に放り出されます。それも、高校卒業、大学卒業と同時に、人生の早い段階において人生設計の選択肢を奪われてしまいます。これには、再チャレンジの方法を何とかつくらなければならないと思います。

日本は高学歴社会でありますので、いい高校へ、いい大学へと家族や社会からプレッシャーを受け続け、それに耐え続けて成長していきます。そして、いい会社に入れなかったとき、今まで圧縮していた社会に対するうらみや怒りが生じてまいります。この種の感情が爆発するとき、秋葉原の無差別殺人に見られるような反社会的行動としてあらわれ、沈殿するとき、引きこもりやニートといった問題につながっているように私には思えてなりません。これは政治的な問題であります。この問題は何かしなければならぬという思いでいっぱいあります。

そこで、市長にお伺いしたい。

非正規労働に従事する若者の増加が続いておりますけれども、減らす方向にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、先ほどの答弁で、資格のない方は時給で770円とありましたが、それで年間160万円の収入と。日本の雇用形態では、ご主人が働いていて、その保険の中で奥さんがパート労働やアルバイトをして年間103万円等の所得を得ているというのが基準になってパート労働やアルバイト労働の最低時間給が決められておりますけれども、これだけで、年間160万円の給料で生活をしようとするとは非常に困難さが伴います。

役場の場合は、公契約条例というのがありまして、そういうものを制定している市もありますけれども、そこまでいなくても、その前に何らかの方策がとれるのではないかと考えます。前向きにお答えいただきたいと思います。

次に、教育長にお伺いしたい。

若年労働者の非正規雇用とワーキングプアの問題のポイントは、私は二つと考えます。一つは労働市場の縮小の問題、もう一つは教育制度の問題であると思います。労働市場の縮小の問題は経済界の問題であります。雇用を生み出す政策は政治の問題でもあります。

今、公明党は、新たな雇用をつくり出すためと防災の観点から、防災・減災ニューディール政策を訴えております。

これは、大震災で橋や高速道路、河川、施設、港湾、岸壁など多くの施設が崩壊しました。日本の社会資本の多くが、1950年代後半からの高度経済成長期に集中して整備されたため、2029年には、建築から50年以上迎える橋や高速道路等が50%を超えます。老朽化を放置すれば大きな被害につながります。そこで公明党は、1年で10兆円、10年で100兆円規模の集中投資を進め、老朽化した施設を再整備することで、被害を防ぎ、被害を減らす防災・減災ニューディール政策を発表しました。景気の回復だけを待っているのは、労働市場の縮小が続き、ますます厳しい状況に追い込まれるからであります。

もう一つの教育制度の問題であります。教育課程から労働市場への移行をいかにスム

ーズに運べるかということであると私は考えます。就職に失敗しても再チャレンジできるシステム、再チャレンジの機会を保障することが必要なのだと思います。

この教育課程から労働市場へ移行をスムーズに運ぶにはどのようなことが考えられるか、教育長にお伺いしたい。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをいたしますけれども、社会全体で非正規労働者の従事を減らしていく考えと、ちょっと矛盾していますが、笠間市の職員の非正規の部分を減らすという部分と、二通りに分けてお答えをさせていただきたいと思います。

社会全体として非正規労働に従事する若者を減らすべきだということは、先ほどもワーキングプアの中でお答えをさせていただいたとおりでございます。特に若い方々が学校を卒業して、きちんとした正規職員として採用され、その後結婚などをして生計を立てられる仕組み、そういう社会全体での仕組みというのは、私は必要だと思っております。

その対策の一環として、国や県でも、自立支援策や賃金水準の見直しなど直接的な支援を実施しておりますが、市としても、中小企業の能力向上に対する補助や、失業者、未就職者、学生及び非正規労働者の正規雇用を推進するために、職に役立つ資格を取得する際に必要な資格試験の受験料または受講料及び旅費を補助する制度を22年度から実施をしているところでございます。

さらに、職業意識や雇用対策の一環として、中学生、高校生、大学生のインターンシップの受け入れを昨年度は14名受け入れており、本年においても積極的に受け入れをしていきたいなと思っております。

笠間市の職員につきましては、今、正規職員が、正確な数字はあれですが、770ぐらいだと思います。一方で、非正規労働者が、先ほど答弁にありましたように244人ということでございます。自治体によっては5、5の比率の自治体もございます。

市としましては、財政上のことを考えた上では、非正規職員を少なくしていった正規職員をふやしていくというのは、正直言ってなかなか難しい状況であるわけでございます。住民の要望というのは尽きることがないところがございます。それらに対して行政サービスを行っていくという上では、やはり効率的な運営をしなければいけない。そのためには、職員の削減も行いながら一部業務の外部委託なんかもしていかなければいけない。そういう総合的なことを考えると、非正規職員を正職員化していく、人数的にしていくというのはなかなか難しいかなと考えております。

私が冒頭前段で申し上げたことと市の内部のことがちょっと矛盾するようなところもあるかと思いますが、そういう考えで進めていきたいと思っております。そのバランスの問題ですね。そういうこともあるかと思っております。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 野口議員の3回目のご質問にお答えいたします。

教育課程から労働市場への移行ということが大切であるというお話をいただきました。まさにこれはおっしゃるとおりで、今の産業界も含めて、子どもたちが卒業して将来社会を担っていくときに、職業人としてどう活躍できるか、そういう子どもたちを育てていくということで、今、国もそういう教育をどうやってつくっていくかということで、実は、昨年23年の12月にも国の方から、こういう方向でという資料が出たところです。

そういう中で、学校ではどんなことをやっているかということ、昔は進路指導と言ったのですが、子どもたちが自分たちの個性や持ち前を生かして、将来、社会的、職業的に自立して、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために力をつけていく教育活動、これを昔は進路指導と言いましたが、今はキャリア教育というふうに名前を変えて、位置づけて、小中学校で職業教育の充実を図っているところです。

例えば小学校においては、農業体験などの自然体験活動や職業を知るための職場見学を実施しております。中学校では、3日間以上の職場体験活動を実施し、職業の本物に触れることや、働く喜び、厳しさを実感として学ばせる活動を実施しています。また、中学校では、高校進学に際して、自分が将来どういう生き方をするかということで、そのために高校はどうしていくかというようなことを考えながら、高校の選択をしていくというような活動をしているところです。

平成23年度、昨年度の市内の小中学校におけるこれらの実施状況でございますが、小学校の職場見学は、14校のすべての小学校において1日から2日間実施して、244事業所の協力を得ながら約3,500名の児童が見学をいたしました。また、職場体験は、小学校の12校が実施してありまして、38事業所で1,230名が体験活動をいたしました。中学校におきましては、全中学校において、2年生が中心になりますが、3日間の職場体験活動を実施しており、310の事業所の協力により、980名が体験することができました。

これらの活動は、当然、学校だけではできません。会社や事業所等の協力が不可欠です。中学生を3日間預かり職業を体験させるのは、事業所等にとって大きな負担になることもありますので、地域社会の協力は不可欠です。現在、各学校では、子どもたちが体験できる事業所等の確保が大きな課題となっております。むろん市役所の方でも受け入れていただいております。

今年度、県教育委員会がライオンズクラブと連携協定を結び、職場体験を積極的に受け入れていただけるようになりました。このことにより、生徒受け入れ事業所数の増加が期待されているところです。

学校としまして、今後とも、地域社会と協働して、職業理解や職業人との触れ合い活動、さらには実際に職業を体験させる活動を充実させて、子どもたちがモデルとなる大人を見つけ、みずからの意思と責任で進路を主体的に選択する能力や態度を育成してまいる所存

でございます。

こういう活動が、教育課程から労働市場へ子どもたちの基礎として養っておくためには大事なことだと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長。

市長公室長（深澤悌二君） 先ほど質問の中で、生活給770円の金額等が出ましたけれども、それにつきましては、現時点におきましては特に問題のない金額であると考えております。

ただし、先ほども答弁申し上げましたけれども、責任の度合いに見合う報酬の改定について増額するなど、変更してまいりたいと考えております。今後も、国及び最低賃金の動向、並びに近隣市町村との均衡を見定めながら対応してまいりたいと考えております。

また、先ほど770円の年収を議員の方から160万円という数字が出ましたけれども、この金額については134万円でございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 野口 圓君の質問を終わります。

次に、17番上野 登君の質問を許可いたします。

17番（上野 登君） 市政会の上野でございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

私は、2項目について質問をしたいと思います。

初めに、茨城中央工業団地予定地についてでございます。

旧友部時代において、流通センター用地として買収され、はや15年が経過しております。雇用、周辺の経済的な効果として期待も大きかったわけですが、しかしながら、現在のような景気の後退によりまして、なかなか進出されない状態でございます。

また、三、四年前におきましては、イオンが進出するということが大分にぎわったのはございますが、残念ながら断念という形に終わってしまったわけでございます。今の景気を見れば、なかなか進出する企業はないのではないかと心配しておるわけでございます。そういう中で時間も経過し、今後10年たってもなかなか難しいのではないかという気がいたしまして、私は、この件に対して三度目の質問をすることになったわけでございます。

今、笠間市の副市長に、合併後3代目の田所副市長さんが赴任されているわけですが、一番県とのつながりが深い方だと思いますので、今回、副市長さんに質問をしたいと思います。

これはもちろん事業主体は県でございますが、笠間地内にある土地でありますので、笠間市としても大変重要な問題だと思っております。まず1番に、県は本当に本気で誘致運動をしているのか、私は疑問に思っているわけでございます。2番として、誘致条件がちょっと悪いのではないかと。価格の面、あるいは茨城町の工業団地みたいに整地などがされ

ていない、全く誘致するような土地ではないような現在の状況であるというのはおかしいのではないかと考えています。その点、2番目に質問いたします。

また、15年を経過した中で、維持管理費が膨大な金額になると思うわけですが、この点について茨城工業団地予定地が茨城県のお荷物になるのではないかと心配をしているわけです。茨城県ということは、県民の税金から出るわけですが、非常に危惧をしているわけですが。

大きな項目、生活道路についてという2番目の質問をしたいと思います。

市長は、幹線道路も大分整備されてきたので、狭い道路の解消、生活道路等に重点を置くと発言されたが、急ぐ必要があるのではないかと考えております。

といいますのは、昨年の東日本大震災には、塀やかかわらなどの散乱により通行不能の箇所もあったと。広い道路沿いに住んでいる方は余り気がつかないかもしれませんが、広い道路から一步入った狭い道路に住んでいる人らは、本当にいろいろ心配するわけですが。

例えば災害時に火災、あるいは病人、けがなどが発生した場合に、消防車や救急車などが入れないような状態もあろうかと思えます。早くそういうことを解消するために整備をできないかという質問でございます。

1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（柴沼 広君） 副市長兼産業経済部長田所和弘君。

〔副市長兼産業経済部長 田所和弘君登壇〕

副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 17番上野議員のご質問にお答えいたします。

茨城中央工業団地笠間地区は、平成8年度に茨城県が流通業務団地として109.1ヘクタールを都市計画決定いたしまして、その後平成16年度に、物流業に加えまして流通段階での加工機能や広域的な商業施設など多様な業種、機能を導入した産業拠点にするため、都市計画の変更を行いました。その後、友部スマートインターチェンジの開設や北関東自動車道の全線開通などにより、当工業団地への立地の可能性が高まったことから、先行して区域内中央部について整備を進めているところでございます。

議員ご指摘の、県は本気で企業誘致をしているのかとのご質問でございますが、この工業団地につきましては、広域的な交通利便性が高く、企業誘致にとってよい環境が整いつつあると認識しているところでございます。

企業誘致に当たりましては、これまで、県と市が連携して実施しておりますセミナー、あるいは現地視察会でのPRを初め、積極的な企業訪問を行うなど、幅広い業種の企業を対象に誘致活動を展開しているところでございます。

また、ハード面でも、全体分譲面積74.3ヘクタールのうち、先行して区域内中央部の18ヘクタールにつきましては、平成21年度から平成24年度の4カ年で、調整池や粗造成など県が約8億円をかけ、企業誘致に必要なインフラ整備を実施しているところでございます。

次に、誘致条件が厳し過ぎるのではないかとのご質問でございますが、まず、用途につきましては、先ほども申し上げましたが、都市計画を変更いたしまして準工業地域といたしまして、環境悪化のおそれのない工場あるいは店舗など多様な建物が建てられるよう、改善が図られたところでございます。

また、区画につきましては、オーダーメイド方式をとっていることから、進出企業側の意向に沿った敷地面積あるいは区画道路等の整備が可能となるなど、県におきまして弾力的な条件整備を進めているところでございます。

そのような中、誘致条件で最大のネックとなっておりますのは、分譲価格であると考えているところでございます。しかしながら、今申し上げましたとおり、オーダーメイド方式のため、企業との個別交渉となることから価格は公表されていない状況でございます。

このような中、本市といたしましても、新たな企業誘致、雇用対策としまして、今年度より、2,000万円以上の設備投資をした企業が笠間市民を正規雇用した場合に、雇用した人数に応じて補助する制度を創設したところでございます。

次に、維持管理の経費についてのご質問でございますが、草刈りなどの維持管理経費は、実績額といたしまして毎年200万円程度の支出であると伺っております。

なお、全体事業費の利息ですが、茨城中央工業団地笠間地区だけでなく、茨城県全体での管理となっております、具体的な金額は申し上げないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 17番上野議員の生活道路のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、本市には緊急車両等が通行できない狭あい道路が多数ございます。こうした狭あい道路を解消すべく、平成21年度からの5カ年計画で、国の補助採択を受け、4メートル未満の道路を4メートル以上に拡幅整備する狭あい道路整備促進事業に着手をいたしました。現在、12路線、4,000メートルを整備しているところでございます。

また、この路線以外にも狭あい道路はございますが、拡幅に当たっては、建物が連檐していたり、地権者の同意が得られないなど、整備の進まない状況がございます。また、これら狭あい道路の拡幅要望が各地区より出ているため、要望箇所のすべてを早急に整備することが困難な状況でございます。

本市といたしましては、同意の得られた箇所から、補助制度を活用し、限られた財源を効果的に使うとともに計画的な整備を行い、狭あい道路の解消を図ってまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 上野 登君。

17番（上野 登君） 2回目の質問をしたいと思います。

副市長の方から答弁がございましたが、維持管理の方で、今までの借入金の利息は公表

できないと。あるいはまた、このパンフレットにあります、土地の価格は、オーダーメイド、注文造成のために未定と、何か余りにも隠しているような気がいたします。

私が思うに、今からあの団地に入るといのは、今はやりのソーラー発電会社かなと思います。といのは、あそこで生むということじゃなく、正直言うと、枝折川から北側の土地、工業用地にどうなのかなという気はいたします。そういうところにメガソーラーという、ソーラー会社を呼んでそこで電源を起し、その電源を工業団地に進出する工場に優先的に使うと、それで工業団地用地に付加価値をつける方法があるのかなと思うわけですが、今の段階で、ただ問題は、その進出してもら条件だと思います。

先ほど価格は発表されてないようですが、イオンのときには1平方メートル3万円という話がございました。イオンは4万5,000円出すと、それで逃げられたということですが、3万円で進出する企業があるのかちょっと疑問だと思います。

かかった経費を取り戻すということも大事でしょうが、早くこのお荷物というか、このままいくと雪だるまのようにどんどん負担が重くなるのではないかと心配するわけがございます。私も、地元でございますので、非常にこのまますると風化してしまうのではないかとこの心配を持っております。多少は損しても、早く企業に来てもらえるようにした方がいいのではないかと私は思いますが、県の方の考えはいろいろあるでしょうが、大変な重荷になるんじゃないかなと。

また、笠間市においても、県の方で土地を集めて何も利用できない。民間の土地なら固定資産税も幾らかずつでも入ると。笠間市内には県、国の土地はかなりあると思います。県とか国の土地では固定資産税はもらえません。そのかわり交付金か何かで来ているのでしょうか。でないと、極端な話、どんどん県や国が買収されたら市の財政が破綻してしまうのではないかと、そういうふうに思っております。その点をお答えいただければと思います。

また、2番目の生活道路でございますが、今いろいろな学者らが、これから起きるだろうという地震、首都圏直下型とか東海、東南海とかいろいろ言われております。また、最近になって富士山の噴火などが言われております。災害はなかなか避けて通れないと思います。それには、災害があっても大丈夫なような対応をしておく必要があるかと思えます。この件については、5年計画で狭あい道路の解消ということでございますので、それを忠実に守って頑張っていたきたいと思えます。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 副市長田所和弘君。

副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 上野議員の再度の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり県の土地ではございますが、笠間市にある工業団地として、このままでいいはずはないと考えてございます。

ご提案ございましたメガソーラーの誘致につきましては、例えばエネルギー不足とか温

室効果ガスとかいろいろございます。笠間東工業団地にも、リースでございますが、企業が張りついたという経過もございます。あるいは阿見の工業団地の調整池などにもやっている事例はございます。これにつきましては、県と相談の上、提案していきたいと思っております。

それから、ご心配の固定資産税等につきましては、国有資産所在地市町村交付金というものを固定資産税に充当しております、これは毎年、本年度につきましては2,242万2,000円入っております。そういった観点からは、笠間市の負担にはなっていないということでございます。

いずれにいたしましても、単価が不明で誘致ができないということにつきましては、買う側からすれば非常に不明瞭であるということもございます。県と企業との関係ではございますが、笠間市としても支援できるものは支援して、なるべく早い時期に誘致ができるように努力していきたいと思っております。

○議長（柴沼 広君） 上野 登君。

17番（上野 登君） それでは、3回目の質問をいたします。

先ほどのメガソーラーの件でございますが、福島原発事故以来、原電が現時点では1個も稼働していないという状態で、電力不足だということで、また、7月1日より再生エネルギー特別措置法が施行されまして、電力会社が1キロワット42円で買い上げることを20年間保証するというので、今、各地にメガソーラー的な大きな太陽光発電ができております。

この間新聞にも出ましたが、つくばにもメガソーラー完成ということで、6月1日より試運転をして、7月1日から東京電力に売電するという記事が出ました。また、県内には美浦村あるいは阿見町でも企業が進出し、メガソーラーを計画しており、年内に稼働するという記事も載っております。

そういう観点からも、ただ待っていたのではなかなか工場が進出するとは思えませんので、何かちょっと趣向を変えて、企業が来やすい方法を茨城県としても考えていただければと思っております。あとは、茨城県の熱意といえますか、頑張りに期待をするほかないのかなと思っております。よろしく願います。

○議長（柴沼 広君） 副市長田所和弘君。

副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 上野議員の三度目のご質問に対してお答えをいたします。

先ほどメガソーラーにつきまして県の方に相談したいという発言をいたしました、若干訂正をさせていただきたいと思えます。

といいますのは、この工業団地につきましては、リースということは私の方では聞いてございません。笠間東工業団地についてはリースでやりますということがありましたけれども、現実的には、リースにしますと、回収については10年以上かかるということがござ

います。

笠間市として、県に対しては、あくまで価格を下げて企業を誘致すると、あくまで入っていただいて、固定資産税あるいは雇用機会の確保に努めていくということを第一に考えていきたいと思っています。

その次の段階として、そういったことも考えるということで進んでいきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

17番(上野 登君) 終わります。

○議長(柴沼 広君) 上野 登君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、2時20分より再開いたします。

午後2時07分休憩

午後2時19分再開

○議長(柴沼 広君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番大関久義君の発言を許可いたします。

○20番(大関久義君) 20番大関久義です。通告に従い、一般質問をいたします。

さきに通告いたしました1、畜産試験場跡地の雨水排水処理施設整備について、2、自警団への補助金制度についての2項目につきまして一般質問をいたします。

最初に、畜産試験場跡地の雨水排水処理施設の整備についてであります。この場所については、これまで20年以上にわたりさまざまな検討を行ってきた経緯がございます。

そのような中で、畜産試験場跡地の利活用調査、庁内委員会での検討会、都市計画マスタープラン策定に係るアンケート調査や県との意見交換会等々、さらには平成20年より市道12号線の整備、この道路に関しては畜産試験場跡地を通して友部、岩間地区を結ぶ重要幹線道路として整備されたわけではありますが、同時に医療系大学の誘致活動、最近では早稲田大学医学部設置に係る新聞報道がなされてきているような状況となっていると思うわけであります。

そして、昨年度、平成23年度に笠間市と茨城県とで予算化をされて、畜産試験場跡地周辺基礎調査が行われ、いよいよ将来に向けての第一歩を踏み出したところであると思ひます。これらのことについて、以下何点かお伺いをいたします。

第1点目に、友部地区の畜産試験場跡地に関してのこれまでの経過をまずお聞きいたします。そして、昨年行われた畜産試験場跡地周辺基礎調査の結果について、その内容をお伺ひいたします。笠間市にとっては、大切な懸案事項となってくるものと思ひますので、基礎調査の結果につきましては、詳しくご答弁をお願いいたします。

第2点目に、畜産試験場跡地の雨水排水処理施設整備事業についてであります。今年度の24年度より26年度までの3カ年の工事期間を予定されているとのことですが、

その事業の規模、計画、内容についてお伺いをいたします。

それから、畜産試験場跡地の周辺エリアは、どこまで今回の雨水排水処理施設整備事業の中に含まれているのかも、あわせてご答弁をお願いいたします。

第3点目に、この事業は平成26年度で完成する予定ですが、この畜産試験場跡地の今後の利活用について、笠間市としての取り組み方、考え方についてお尋ねいたします。3カ年で工事が終了することであれば、県との協議を踏まえ、早急に対策を進めていかなければならないと思われますので、笠間市としての方針をお伺いいたします。

次に、2項目めの自警団への補助金制度についてお伺いいたします。

1番目に、笠間市では、防犯連絡協議会や行政地区の自主防災会については助成金がついておりますが、地域の自警団には助成金がありませんので、それらの取り組みについてお伺いをいたしたいと思えます。

自警団の組織としては、笠間地区で6団体、友部地区で6団体、岩間地区で12団体が結成され、市全体では合計24団体が登録されております。自警団を笠間市では防犯ボランティアとして登録しているようであります。

防犯ボランティアとしては、防犯連絡協議会の組織や自主防災組織も、自警団組織も同様であると思うのであります。しかしながら、自警団には助成金が出ていないのであります。自主防災組織や防犯連絡協議会組織は助成金を受けておりますので、同じような防犯ボランティア組織である自警団にも、防犯資機材への補助として助成金を交付できないものかお伺いをいたします。

2点目に、地域住民みずからが行う自主的な防犯活動や防災活動に対しての補助金交付要綱の制定についてお伺いをいたしたいと思えます。

現在の笠間市の制度では、自主防災組織は総務課所管であり、自警団組織や防犯連絡協議会組織は市民生活課の所管となっております。予算もそれぞれ担当が違っております。地域住民が自主的に行う防犯活動、防災活動は、同じものであると考えます。笠間市で所管が違う理由は何なのかわかりませんが、ほかの市では、防犯活動や防災活動を総合的にとらえ、一本化して補助金、助成金を補助金交付要綱として制定されているところもございます。それらを踏まえ、今後の笠間市としての取り組みについてお伺いいたします。

以上、一つ目に畜産試験場跡地雨水排水処理施設の整備についてと、二つ目に自警団への補助金制度についての2項目につきまして、第1回目の質問をいたします。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

市長公室長（深澤悌二君） 20番大関議員のご質問にお答えいたします。

畜産試験場跡地周辺基礎調査は、畜産試験場跡地と市の道路排水課題である跡地北側に接する友部第二小北側交差点周辺等々の調査とともに、実測を含めた雨水排水処理施設の基礎調査を、調査費1,318万8,000円を県と市で2分の1ずつ負担し、実施したものでござ

います。

調査内容は、基本条件調査として、河川流域の確認、河川への流入路調査、畜産試験場跡地周辺などの現況についての調査を行い、また雨水排水の放流先の検討、排水ルートとして14パターン、調整池の整備手法として8パターンについて、経済性、放流先、放流施設維持管理を視点を検討を行い、放流先を潤沼川と決定し、排水ルートとしては、畜産試験場から若狭山団地の西側を経て、土地改良区内の施設を經由し潤沼川に放流するルートを最終案として絞り込んだところでございます。

それと同時に、調整池の概略の設計や概算工事費の算出などを実施いたしましたところでございます。

また、跡地北側に位置する友部第二小学校北側交差点周辺の排水不良箇所についても排水計画に含め、整備する内容の調査結果となっております。

雨水排水施設整備事業の規模、計画、内容につきましてのご質問でございますが、対象面積は、畜産試験場跡地とその周辺を含め約38.2ヘクタール、整備する施設の規模、内容といたしまして、畜産試験場内外の専用管の整備が延長約1,265メートル、既設水路の改修管路の延長が約550メートル、調整池は茨城県の調整池技術基準による30年分の1の確率規模により算出した容量として、面積2万4,500平方メートルとなっております。また、調整池は多目的グラウンドとして活用できる整備を予定しております。

概算工事費は、8億5,000万円であります。スケジュールは、本年度に地質調査及び詳細設計を行い、平成25年度に工事着工、26年度に工事竣工の予定でございます。

現在、詳細設計の発注に向けて、調整池の整備内容の検討や排水ルートについて土地改良区との協議を進め、同意をいただいているところでございます。

利活用について、笠間市といたしましては、今後の魅力あるまちづくりを進める上で重要なエリアであると認識しており、県においても、売却という基本的な方針がある中で、跡地の利活用方針の策定に向けて市と十分に協議を進めていきたいという考えでございます。

大きな課題でありました雨水排水処理施設整備が、新市町村づくり支援事業として推進されることにより、利活用に向けて大きく前進することとなったことから、今まで以上に県と市が一体となり、地域経済に貢献のできる利活用が推進するよう協議調整を行ってまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 20番大関議員のご質問にお答えします。

自警団への助成金制度についてでございますが、現在、笠間市において防犯活動を行う団体は、防犯連絡協議会と防犯ボランティア団体がございます。

防犯連絡員は、自宅を防犯連絡所として、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため

に、地域住民と警察を結ぶ情報交換の総合的な窓口として、また地域の自主防災活動の拠点として、警察署や市役所からの防犯情報等を地域の方々に伝えるとともに、地域住民からの防犯に関する要望、意見等を取りまとめるパイプ役の立場を有しています。

笠間市の場合は、おおむね50世帯に1名の方が区長から推薦され、笠間地区防犯協会長これは笠間市長ですが及び笠間警察署長から委嘱を受けた約480名の方が、防犯連絡員として活動しております。

防犯連絡協議会については、市から助成を受けて活動を行っており、笠間、友部、岩間の3支部の組織で構成され、55班編成により地域の防犯活動を行っています。

一方、防犯ボランティア団体、つまり自警団は、先ほど大関議員のご指摘のように、笠間地区に6団体、友部地区に6団体、岩間地区に12団体の合計24団体があり、人数としては1,700名を超える市民の方々が地域での見守り活動を行っており、地域の安心・安全確保に寄与していただいております。

この防犯ボランティア団体につきましては、腕章や、必要に応じてのぼりの現物支給により支援を行っており、さらに、これらの団体が地域で青色防犯パトロールを行う場合は、県警の必要書類の提出や青色回転灯の貸与などの支援を行っております。

また、これまでに、まちづくり市民活動助成金制度により、自立促進事業費として3団体が設立時に助成を受けております。

現在、市民活動を支援する施策として、公用車の貸し出しを行っており、防犯ボランティアにも青色防犯パトロールを利用していただいております。

市では、さらに貸し出し備品の拡充を図るため、現在、団体等に必要な貸し出し備品のアンケート調査を行っております。

防犯ボランティア団体は、防犯連絡員協議会とその成り立ちや組織に違いがあるため、防犯ボランティア団体への支援については、今後とも現物支給、貸与で対応してまいります。

次に、2番目として、地域住民みずから行う自主的な防犯活動や防災活動に対する補助金交付要綱の制定についてでございますが、笠間市では、既に防災活動については自主防災組織活動事業費補助金交付要綱があり、補助金を交付しております。防災活動と防犯活動では、活動内容に違いがあることから、防犯ボランティア団体への支援については現物支給、貸与を考えておりますので、補助金交付要綱の制定については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 再質問をいたします。

最初に、畜産試験場跡地雨水排水処理施設事業についてであります。雨水排水処理事業に係る概算費用は、先ほど部長が申されたとおり約8億5,000万円であり、それから私ど

もに示されました案、こういうものが示されておりますが、この中から見てみますと、水路として90センチの水路が市道12号線に沿って南北915メートルで設置され、調整池に達し、その調整池からさらに南側に、専用放流管として直径60センチのものが350メートルの長さで工事をなされているようであります。

調整池の面積、先ほどありましたように2万4,000平米ということですが、調整池は、市道12号線の整備で東西に分かれた農場の東側の畑に設置されるような予定になっております。12号線の東側に残っている畑全体の約半分が、調整池の2万4,500平米だと思われるのであります。

そこで、この大きな面積の調整池についての利用に、野球場とかサッカー場など多目的に市民が利用できるものができないかと考えるわけであります。それらについては、先ほど県と協議していくという答えがありましたが、どのようにしていくのか、再度お尋ねしたいと思っております。

多目的な利用ができる調整池として整備ができるのであれば、これらの調整池を最大限に市民が利用できるものとなってくるのではないかと思うわけであります。中心部に近い位置でありますので、利用に対しては、県との協議十分行って、これらが利用できるように、調整池が利用できるようにしていただきたいと思っておりますので、その辺について再度お聞きいたします。

それから、事業完成後の利活用の推進については、今後の笠間市に大きな影響を与えてくるものと思うわけでありますので、笠間市の人口拡大につながるような施設の誘致を期待するものであります。

それには、医療系の大学の誘致が一番適しているのではないのでしょうか。畜産試験場跡地は茨城県の中央にあり、県立中央病院や国立医療センターの病院も近く、JR常磐線、水戸線、さらには常磐自動車道、北関東自動車道を有しているなど、このような好条件がそろっている地域などほかにないと思うのであります。

これまで、雨水排水処理が整備されてなかったことがネックになっていたために、この土地の利活用の障害となっていたものと思われまます。ぜひとも医療系の大学の誘致を目指していただきたいと思うのであります。これらについて、再度、笠間市の対応についてお聞きいたしたいと思っております。

次に、自警団への助成金の制度について再度お伺いいたします。

先ほど部長の答弁では、自警団には現物支給対応でこれからもしていくと。さらに、活動に違いがあると、はっきり申されました。しかし、ほかの市では、これらに対して同一的なものとしてとらえているところもございます。笠間市でも、自警団に補助金を交付できる仕組みとして、交付金要綱を制定されてはいかかかと考えるのであります。

先ほど申し上げましたが、ほかの市の例ということで、ひたちなか市の例を挙げてみます。ひたちなか市では、ひたちなか市安全なまちづくり補助金交付金要綱を策定して対処

されております。その要綱をちょっとここでご紹介したいと思います。

趣旨として、第1条、この要綱は、住民主体による安全で住みよいまちづくりを推進するため、地域住民みずからが行う自主的な防犯活動または防災活動に対し補助することについて、ひたちなか市補助金交付規則（平成6年規則第40号、以下規則と言う）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

定義として、第2条、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は該当各号に定めるところによるとなっており、二つあります。防犯資機材、これは別表1、防災資機材、別表2に掲げるものを言う。

補助対象者として、第3条で、この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者は、地縁により形成された自治会または自主的な防犯活動を目的として結成された団体（以下、自治会等と言う）とするというふうに定義されております。

さらに、補助対象事業という形の中で、第4条で、この要綱に基づき補助金の交付の対象となる事業（以下、補助対象事業と言う）は、自治会等が行う自主防犯、自主防災活動事業とするということになっております。

そしてまた、補助金の交付の対象となる経費までここで掲げられております。補助金の額は別表第3のとおりとするということで、ここにうたっておりまして、別表第1においては、防犯の資機材、いわゆる巡回用として夜光のチョッキ、ジャンパー、帽子、腕章、たすき等々があります。広報啓発用として、看板、のぼり、ステッカー、チラシ、パンフレット、その他として、市長が防犯上特に必要と認めた資材というふうになっております。別表第2、防災資機材として、情報連絡用とか消火用具とか、水防用とか救出用という形の中でここで指定されており、別表第3ですが、補助対象経費までひたちなか市安全まちづくり補助金交付要綱の中ではうたっております。

自治会が整備する防犯資機材の購入に要する経費、自治会が行う自主防犯活動に要する経費、自治会等が結成した自主防災組織においてそれらの購入に要する経費及び自主防災組織の事業に要する経費という形の中でくくってありまして、補助金の額として、均等割6万円が支給されております。それで、自治会等の加入世帯100世帯ごとに30円を乗じて得た、いわゆる加算額の算定までここでくくってあります。

そしてまた、自治会による自警団の結成に要する経費として限度額10万円、先ほど小坂部長の方では、結成時には笠間市でも補助しておりますよということではありますが、ひたちなか市では、そういう活動に対してこういう形の中で要綱として制定して、こういうくくりをされてあります。

それらのことから、笠間市でも、いわゆる防災、防犯を一元化して、同様に、このまちづくり補助金交付金要綱みたいなものが制定できないのか、再度お伺いしたいと思います。これらについては、市民生活部長と総務部長、それぞれの考え方含めて回答をいただきたいと思っております。

以上、2回目の質問をいたします。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 大関議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

調整池に多目的グラウンド、どのようなもの整備するのかということでございますが、具体的な仕様につきましては、詳細設計の中で決定していくことになるかと思っております。

多目的グラウンドにつきましては、基本的には市民が広く利用できるものと考えております。一つの競技にとらわれず、さまざまなスポーツに活用できる多目的グラウンドについて、県と協議をして進めてまいりたいと考えております。

それから、どのような土地利用を想定しているのかということ、医学系の大学の誘致という考え方でございますが、現時点では、跡地全体について、大区画による土地利用を想定しております。多様な開発も可能な、地域経済に貢献できるようなものとして考えていきたいと考えております。

医学系大学の誘致につきましては、畜産試験場跡地の利活用策の選択肢としては、一つであると考えております。現段階では、新設の医科大学、医学部の設置は認められないことになっております。市が具体的な行動をとれない状況であることから、引き続き県と協議、調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 20番大関議員の再度の質問にお答えいたします。

ただいま議員の方より詳細について説明ありましたとおり、ひたちなか市では、安全という視点を防犯と防災からとらえ、安全なまちづくり補助金交付要綱として一つの要綱を定めております。ただ、これは、その制度を策定したときの背景や組織形態などが影響しているものと考えられます。

笠間市では、既に防災活動については総務課が担当となり、自主防災組織活動事業費補助金交付要綱により補助金を交付しております。防犯活動では、市民活動課が担当し、住まいの防犯対策助成事業の要綱や青色防犯パトロール実施団体への委嘱に関する規程などを制定して事業を展開しているところであります。

防犯ボランティア団体につきましては、活動の内容が防災活動と違いがあることから、防犯ボランティア団体への支援については現物支給、貸与を考えておりますので、物品等の支給、貸与を充実させたいと考えております。

以上でございます。

○20番（大関久義君） 考え方は。

市民生活部長（小坂 浩君） 結論から申しますと、第1回の答弁のように、現在のところ自警団への助成金の交付要綱については制定を考えておりません。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

1 回目はこちらに。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

公共の利益がある場合には補助をすることができるということは、地方自治法で定められております。それに対しまして、補助金で出すか、あるいは直接市の経費に計上するかということは、それぞれの団体ができてきました背景とか、それぞれの組織の形態等もございまして、この部分については、防災については総務課、ボランティアについては市民活動という今までの経緯を踏まえまして、防災については補助金、ボランティアについては直接経費ということで続けさせていただきたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 3回目の質問をしたいと思います。

部長からの答弁ですと、そこまでかなと思われまして。ただ、市民から見た立場、視線から考えますと、今、阿久津総務部長が答弁しておりますが、ごもっとものような答弁なのでありますが、防災も防犯もそんなに変わりはないわけでありまして。

防災組織については、各自治会、いわゆる区長等を通してそういう組織をつくってくれと、市の方でそういう呼びかけをしているのが現状でありまして、私どもの行政区でも、防災組織を結成しまして、今回の3.11の震災のときにはいち早く対応ができたところがあります。しかし、私どもの行政区の中では、防災活動だけじゃなくて、防犯も一緒にやろうよという形の中で、防災・防犯組織という、そういう名称を使って防災活動を一緒にやっております。

成り立ちの背景が違うから今までどおりにやっていくんだ、それも一つ理屈だと思うんですよ。しかし、市民の立場からすれば、防災も防犯も一緒なわけでありまして。そういうような形の中で、ほかの市ではこういうくくりがあるんですよということを今示しているわけでありまして、検討をする余地がないというような回答じゃなくて、検討をしていくんだというような回答が、我々市民の立場からすれば欲しいわけでありまして。一生懸命やっておるんですよ。青色パトロールにしてもそうであります。

かつて旧岩間地区で、青色のパトロール車を寄附してくれた企業がございまして、それで防犯の活動をしておりました。しかしながら、これも役所に何遍もお願いしたのですが、2年に1回は車検を受けなくちゃならないんですよ。青色パトロール車にしても何しても、その車を自分の地域で持てばそれらの経費がかかってくるんです。その経費が、いわゆるボランティアだけでは出せなかった。そういう形の中で、その寄附をさせていただいた企業さんには大変申しわけなかったと思うんですが、その地域の人たちの弁を語れば、維持できないんですよ。そういう事実もあります。一生懸命ボランティアとしてそういう活動を続けていくんだという姿勢を、なぜ市の方では酌み取れないのか私には理解できないのであります。

最後の質問なので、多分言われっ放しになっちゃいますので、その辺のところを十分酌み取っていただいて、固定費としていわゆる均等割の予算化をしろということは申しておりません。資機材とか必要最低限のもの、それは現物支給で賄うからいいんだというようなくくりじゃなくて、そういう活動している方にもっと支援をお願いしたい。そういう思いで登壇いたしましたので、その辺のところ答弁をお願いしたいと思います。

部長で答弁ができない場合は、市長の方から答弁をいただければありがたいなと思っております。

それから、畜産試験場跡地の利活用について、医療系の大学、いわゆる設置問題等々がございまして難しい問題だと思っておりますけれども、医療系の大学、あるいは違った大学キャンパスでもいいと思うんですよ。大学ができてくれば、2,000人、3,000人の若者が笠間に定住するわけですよ。そういう若い活力を今笠間市は必要としている、そういう状況ではないかと思うわけであります。県の所有地でありますから、県が主体となってくるのは当然だと思っておりますけれども、笠間市がそこに介入をして、いわゆる活性を図るための一翼を担う、そういうものをぜひつくっていただきたいと思っております。

合併当初、笠間市8万2,000人とか言っていました。今、8万人を切って7万9,200ぐらいですか、そういう数字になっております。人口離れに歯どめがかからない。これは笠間市だけではないですけれども、そういう状態がどんどん続いていくというふうに懸念されます。こういう機会をぜひ見逃すことなく、それら誘致活動、笠間市としてもとらえていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、重複して、前後しますけれども、防犯ボランティアの登録団体、一番多いところで857名ありまして、一番少ないところで8名という組織されておりますので、この辺の補助のくくりというのは、どうするんだということになると大変だと思っておりますけれども、やはり一元化に向けてのものは、市民視線からすればやっていくべきではないかと思っておりますので、再質問をいたしまして最後の質問といたしたいと思っております。ご答弁の方よろしく申し上げます。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 大関議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、畜産試験場の跡地の利活用の問題でございますが、先ほど来でございますように、一番ネックになっておりました排水問題が3年後には解決されるということになりました。それによって、先ほどの上野議員の質問にありました茨城中央工業団地よりは、少なくとも土地は安いという状況でございます。県がもともと持っている土地でございます。そういう意味では、利活用を一気に進めるいいチャンスではないかなと私も思っております。

議員は、大学の誘致というふうなお話をされております。大学の誘致というのは、選択肢の一つだと私は思っておりますが、大学の誘致はなかなか現実的でない部分もあるのか

なと思います。

私は、特定のこれだというものに決めることなく、笠間市にとって、先ほど来ありますように、人口の増加や雇用の確保、税収の拡大、こういうものにつながるものであれば、笠間市としてはいいのではないかなと思っております。

今回の排水の事業を入れるに当たって、10億円の合併特例事業を県の方をお願いして入れたわけでございまして、県の方とは、その誘致、利活用については十分笠間市の考え方を尊重するという話で事業の決定をしております。我々としても、積極的に誘致に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。

大学の方に関しましては、今のところ国の方では新設の医学部は認めず、定員の増で対応しているという現実がございます。ただ、一方で、それらの見直しがあるのではないかとということで、全国で六つ、七つの大学が既に医学部の誘致で現実的に動いているところもございます。そういう意味では、私は、県の持ち物であるということなので、県の方が何らかのそういう動きを見せれば、一体となって進めていきたいと考えておるところでございます。

それと、防犯連絡員協議会と自警団と防災組織ですか、この辺がちょっとややこしくなっていて絡まっておりますが、大関議員の地元の、自主防災組織を立ち上げて、あわせて防犯も一緒にやるというのは、形として地元の自主的な活動として市は尊重していかなければいけないと思っております。

ただ、現時点では、自主防災組織の立ち上げについては市の補助制度で支援をさせていただいていると。自主的な防犯活動については、先ほどあるように現物支給で対応しているということでございます。課が別々に同じ防犯活動で分かれているというのは、確かにちょっとわかりにくいかなという点は私も感じております。その辺は、今後どうしていくかはちょっと考えていきたいなと思っております。

ただ、防犯連絡員協議会については補助金で対応させていただいております、自警団、自主的な立ち上げをされた防犯組織には現物支給という考え方は、私はこういう考え方でいいのではないかなと思っております。

現物支給についても、自主的に防犯活動しております自警団等からよく意見を聞いて、何が必要なのかということで支給をさせていただいて活動の支援をしていけば、補助金と同じような効果はあるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 大関久義君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす13日に開きますので、ご参集ください。

午後3時03分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署名議員 上 野 登

署名議員 横 倉 き ん